

原管発官 R4 第 254 号

令和 5 年 3 月 14 日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(6 号及び 7 号発電用原子炉施設の変更)

核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき, 下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をいたします。

記

一、氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

二、変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所

所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

三、変更の内容

昭和 52 年 9 月 1 日付, 52 安(原規) 第 250 号をもって設置許可を受け, 別紙 1 のとおり設置変更許可を受け, 届出を行った柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の記載事項中, 6 号及び 7 号炉に関し, 次の事項の記述の一部を別紙 2 のとおり変更する。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備

四、変更の理由

6 号及び 7 号炉の特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造について変更する。

五、工事計画

当該変更に係る工事は, 柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(6 号及び 7 号発電用原子炉施設の変更)(令和 4 年 8 月 17 日付け, 原規規発第 2208173 号をもって設置変更許可)で許可を受けた工事の工事計画の範囲内で行う。

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

別紙 1

設置変更許可等の経緯

1号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和 55 年 9 月 6 日	54 資庁第 12273 号	1号原子炉施設の変更 (フォロー付制御棒の採用, 廃棄物処理系の変更, 換気空調系の変更, 海水淡水化装置の変更)
昭和 56 年 5 月 8 日	55 資庁第 13150 号	1号原子炉施設の変更 (冷却材再循環流量制御方式の変更, 気体廃棄物処理系の変更, 排気筒の位置の変更, 非常用再循環ガス処理系の廃止に伴う変更)
昭和 57 年 5 月 12 日	56 資庁第 11046 号	1号原子炉施設の変更 (新型 8×8 燃料の採用, プラスチック固化方式の採用, 洗濯廃液系の変更)
昭和 61 年 12 月 25 日	61 資庁第 10087 号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和 62 年 10 月 9 日	62 資庁第 5498 号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和 63 年 5 月 30 日	62 資庁第 14435 号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用に伴う変更)
平成 2 年 7 月 10 日	元資庁第 9651 号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料の処分の方法の変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成14年6月27日	平成14・01・25 原第1号	1号原子炉施設の変更 (起動領域モニタの採用, 原子炉緊急停止系作動回路電源の変更)
平成17年6月20日	平成16・12・28 原第8号	1号原子炉施設の変更 (残留熱除去系の蒸気凝縮モード機能削除)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成 22 年 4 月 19 日	平成 21・08・12 原第 11 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (クラッド除去装置の廃止, 固 体廃棄物処理系の固化材をプ ラスチックからセメントに変 更, 雑固体廃棄物の処理方法 として固型化处理(モルタル) を追加)
平成 25 年 9 月 27 日 補正 : 平成 26 年 4 月 25 日	原管発官 25 第 191 号 原管発官 26 第 31 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力規制委員 会設置法附則第 23 条第 1 項に 基づく届出
平成 28 年 11 月 2 日	原規規発 第 16110222 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号発電用原子炉の使 用済燃料の処分の方法の変更
令和 2 年 4 月 1 日	原管発官 R2 第 6 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力利用にお ける安全対策の強化のための 核原料物質, 核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律等 の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する同法附則 第 4 条第 1 項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

2号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和 58 年 5 月 6 日	56 資庁第 6754 号	2, 5 号原子炉の増設
昭和 61 年 5 月 12 日	61 資庁第 2000 号	2号及び5号原子炉施設の変更 (原子炉冷却材浄化系ポンプの容量の変更)
昭和 61 年 12 月 25 日	61 資庁第 10087 号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和 62 年 10 月 9 日	62 資庁第 5498 号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (逃がし安全弁の個数変更, 主蒸気隔離弁漏えい抑制系の廃止, 残留熱除去系の変更, 非常用電源設備の変更, 使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和 63 年 5 月 30 日	62 資庁第 14435 号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)
平成 2 年 7 月 10 日	元資庁第 9651 号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用に伴う変更)
平成 4 年 10 月 15 日	4 資庁第 5459 号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更, 使用済燃料の処分の方法の変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成 6 年 9 月 12 日	5 資庁第 14309 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成 8 年 12 月 25 日	8 資庁第 8898 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (3 号, 4 号, 6 号及び 7 号炉使用済燃料貯蔵設備等の 1 号, 2 号及び 5 号炉との共用化)
平成 10 年 12 月 21 日	平成 10・03・31 資第 99 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (9×9 燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成 12 年 3 月 15 日	平成 11・04・01 資第 32 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成 22 年 4 月 19 日	平成 21・08・12 原第 11 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理 (モルタル) を追加)
平成 25 年 9 月 27 日 補正 : 平成 26 年 4 月 25 日	原管発官 25 第 191 号 原管発官 26 第 31 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力規制委員会設置法附則第 23 条第 1 項に基づく届出
平成 28 年 11 月 2 日	原規規発 第 16110222 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
令和2年4月1日	原管発官 R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力利用にお ける安全対策の強化のための 核原料物質, 核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律等 の一部を改正する法律附則第5 条第4項で準用する同法附則 第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

3号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和 62 年 4 月 9 日	60 資庁第 5303 号	3, 4 号原子炉の増設
平成 2 年 7 月 10 日	元資庁第 9651 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号 原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用, 新型制御棒の採用, 主蒸気隔 離弁の形式変更, サプレッシ ョン・プール水サージタンク の共用化, 減容装置の廃止及 び共用化に伴う変更)
平成 4 年 10 月 15 日	4 資庁第 5459 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能 力の増強, 電動機駆動原子炉 給水ポンプの増設に伴う変 更)
平成 6 年 9 月 12 日	5 資庁第 14309 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済 燃料輸送容器保管建屋の設置 に伴う変更)
平成 8 年 12 月 25 日	8 資庁第 8898 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (3 号, 4 号, 6 号及び 7 号炉 使用済燃料貯蔵設備等の 1 号, 2 号及び 5 号炉との共用 化)
平成 10 年 12 月 21 日	平成 10・03・31 資第 99 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (9×9 燃料の採用, ハフニウ ムフラットチューブ型新型制 御棒の採用, 海水淡水化装置 の撤去)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成 12 年 3 月 15 日	平成 11・04・01 資第 32 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (MOX 燃料の採用, 再処理委託 先確認方法の一部変更)
平成 22 年 4 月 19 日	平成 21・08・12 原第 11 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材 をプラスチックからセメント に変更, 雑固体廃棄物の処理 方法として固型化处理 (モル タル) を追加)
平成 25 年 9 月 27 日 補正 : 平成 26 年 4 月 25 日	原管発官 25 第 191 号 原管発官 26 第 31 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力規制委員 会設置法附則第 23 条第 1 項に 基づく届出
平成 28 年 11 月 2 日	原規規発 第 16110222 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号発電用原子炉の使 用済燃料の処分の方法の変更
令和 2 年 4 月 1 日	原管発官 R2 第 6 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力利用にお ける安全対策の強化のための 核原料物質, 核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律等 の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する同法附則 第 4 条第 1 項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

4号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和 62 年 4 月 9 日	60 資庁第 5303 号	3, 4 号原子炉の増設
平成 2 年 7 月 10 日	元資庁第 9651 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号 原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用, 新型制御棒の採用, 主蒸気隔 離弁の形式変更, サプレッシ ョン・プール水サージタンク の共用化, 減容装置の廃止及 び共用化に伴う変更)
平成 4 年 10 月 15 日	4 資庁第 5459 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能 力の増強, 電動機駆動原子炉 給水ポンプの増設に伴う変 更)
平成 6 年 9 月 12 日	5 資庁第 14309 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済 燃料輸送容器保管建屋の設置 に伴う変更)
平成 8 年 12 月 25 日	8 資庁第 8898 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (3 号, 4 号, 6 号及び 7 号炉 使用済燃料貯蔵設備等の 1 号, 2 号及び 5 号炉との共用 化)
平成 10 年 12 月 21 日	平成 10・03・31 資第 99 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (9×9 燃料の採用, ハフニウ ムフラットチューブ型新型制 御棒の採用, 海水淡水化装置 の撤去)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成 12 年 3 月 15 日	平成 11・04・01 資第 32 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成 22 年 4 月 19 日	平成 21・08・12 原第 11 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材 をプラスチックからセメント に変更, 雑固体廃棄物の処理 方法として固型化处理(モル タル)を追加)
平成 25 年 9 月 27 日 補正: 平成 26 年 4 月 25 日	原管発官 25 第 191 号 原管発官 26 第 31 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力規制委員 会設置法附則第 23 条第 1 項に 基づく届出
平成 28 年 11 月 2 日	原規規発 第 16110222 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号発電用原子炉の使 用済燃料の処分の方法の変更
令和 2 年 4 月 1 日	原管発官 R2 第 6 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力利用にお ける安全対策の強化のための 核原料物質, 核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律等 の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する同法附則 第 4 条第 1 項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

5号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和 58 年 5 月 6 日	56 資庁第 6754 号	2, 5 号原子炉の増設
昭和 61 年 5 月 12 日	61 資庁第 2000 号	2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (原子炉冷却材浄化系ポンプの容量の変更)
昭和 61 年 12 月 25 日	61 資庁第 10087 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和 62 年 10 月 9 日	62 資庁第 5498 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (逃がし安全弁の個数変更, 主蒸気隔離弁漏えい抑制系の廃止, 残留熱除去系の変更, 非常用電源設備の変更, 廃棄物処理系の変更, 使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和 63 年 5 月 30 日	62 資庁第 14435 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)
平成 2 年 7 月 10 日	元資庁第 9651 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用に伴う変更)
平成 4 年 10 月 15 日	4 資庁第 5459 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更, 使用済燃料の処分の方法の変更)
平成 6 年 9 月 12 日	5 資庁第 14309 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成 8 年 12 月 25 日	8 資庁第 8898 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (3 号, 4 号, 6 号及び 7 号炉使用済燃料貯蔵設備等の 1 号, 2 号及び 5 号炉との共用化)
平成 10 年 12 月 21 日	平成 10・03・31 資第 99 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (9×9 燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成 12 年 3 月 15 日	平成 11・04・01 資第 32 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成 22 年 4 月 19 日	平成 21・08・12 原第 11 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化处理 (モルタル) を追加)
平成 25 年 9 月 27 日 補正 : 平成 26 年 4 月 25 日	原管発官 25 第 191 号 原管発官 26 第 31 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力規制委員会設置法附則第 23 条第 1 項に基づく届出
平成 28 年 11 月 2 日	原規規発 第 16110222 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和 2 年 4 月 1 日	原管発官 R2 第 6 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する同法附則第 4 条第 1 項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

6号及び7号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成3年5月15日	63資庁第6644号	6, 7号原子炉の増設
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強, 電動機駆動原子炉給水ポンプの増設に伴う変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成 25 年 9 月 27 日 補正 : 平成 26 年 4 月 25 日	原管発官 25 第 191 号 原管発官 26 第 31 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力規制委員 会設置法附則第 23 条第 1 項に 基づく届出
平成 28 年 11 月 2 日	原規規発 第 16110222 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号発電用原子炉の使 用済燃料の処分の方法の変更
平成 29 年 12 月 27 日	原規規発 第 1712272 号	6 号及び 7 号発電用原子炉施設 の変更 (設計基準対象施設及び重大 事故等対処施設の設置及び体 制の整備等)
令和元年 6 月 19 日	原規規発 第 1906194 号	6 号及び 7 号発電用原子炉施設 の変更 (浸水防止設備の変更, 地震時 の燃料被覆管の閉じ込め機能 維持に係る設計方針の追加, 内 部溢水による管理区域外への 漏えいの防止に係る記載の変 更)
令和 2 年 4 月 1 日	原管発官 R2 第 6 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号, 5 号, 6 号及び 7 号炉原子力利用にお ける安全対策の強化のための 核原料物質, 核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律等の 一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する同法附則 第 4 条第 1 項に基づく届出
令和 2 年 5 月 13 日	原規規発 第 2005134 号	6 号及び 7 号発電用原子炉施設 の変更 (中央制御室, 緊急時対策所等 に対する有毒ガスの発生に対 する防護方針の追加)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
令和4年8月17日	原規規発 第2208173号	6号及び7号発電用原子炉施設 の変更 (特定重大事故等対処施設の 設置)
令和4年10月5日	原規規発 第2210052号	6号及び7号発電用原子炉施設 の変更 (所内常設直流電源設備(3系 統目)の設置)

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

別紙 2

変 更 の 内 容

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備

イ 発電用原子炉施設の位置

発電用原子炉施設の位置の記述のうち，6号及び7号炉に関して，

(3) 特定重大事故等対処施設の形状と位置

の記述を以下のとおり変更する。

(3) 特定重大事故等対処施設の形状と位置

特定重大事故等対処施設は、耐震重要度分類の S クラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

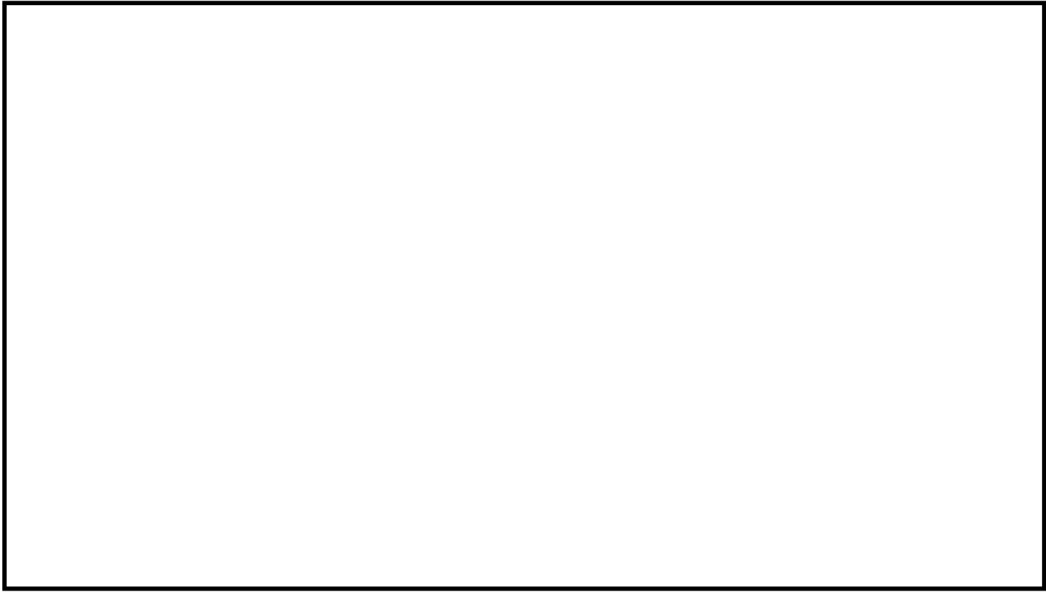
また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。

特定重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生ずる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、原子炉建屋及びコントロール建屋（以下「原子炉建屋等」という。）への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。

特定重大事故等対処施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。

特定重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力によって生ずるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。





参 考 图 面

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）の参考図面を以下のとおり変更する。

「第33図 発電所一般配置図（特定重大事故等対処施設を含む。）（添付書類八 第2.6-1図）」を添付1のとおりに変更する。



第 33 図 発電所一般配置図（特定重大事故等対処施設を含む。）

添 付 書 類

今回の変更申請に係る柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）の添付書類は以下のとおりである。

添付書類一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年10月5日付け、原規規発第2210052号をもって設置変更許可）の添付書類一の記載内容と同じ。

添付書類二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年10月5日付け、原規規発第2210052号をもって設置変更許可）の添付書類二の記載内容と同じ。

添付書類三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

別添1に示すとおりである。

添付書類四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

別添2に示すとおり記載内容を変更する。

添付書類五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

別添 3 に示すとおりである。

添付書類六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象, 地盤, 水理, 地震, 社会環境等の状況に関する説明書

別添 4 に示すとおり記載内容を変更する。別添 4 に示す記載内容以外は次のとおりである。

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年10月5日付け，原規規発第2210052号をもって設置変更許可）の添付書類六の記載内容と同じ。

添付書類七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年10月5日付け，原規規発第2210052号をもって設置変更許可）の添付書類七の記載内容と同じ。

添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

別添 5 に示すとおり記載内容を変更する。別添 5 に示す記載内容以外は次のとおりである。

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年10月5日付け，原規規発第2210052号をもって設置変更許可）の添付書類八の記載内容と同じ。

添付書類九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年10月5日付け，原規規発第2210052号をもって設置変更許可）の添付書類九の記載内容と同じ。

添付書類十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年10月5日付け，原規規発第2210052号をもって設置変更許可）の添付書類十の記載内容と同じ。

添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
別添 6 に示すとおりである。

別添 1

添 付 書 類 三

変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

1. 変更の工事に要する資金の額

本変更に係る 6 号及び 7 号炉の特定重大事故等対処施設の設置工事に要する資金は、柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6 号及び 7 号発電用原子炉施設の変更）（令和 4 年 8 月 17 日付け，原規規発第 2208173 号をもって設置変更許可）の添付書類三における変更の工事に要する資金の額に含まれる。

2. 変更の工事に要する資金の調達計画

変更の工事に要する資金については、自己資金等により安定的に工事資金を確保していく。

別添 2

添 付 書 類 四

変更後における発電用原子炉の運転に要する
核燃料物質の取得計画を記載した書類

柏崎刈羽原子力発電所の運転に要する核燃料物質（ウラン）については、仏国のオラノ・マイニング社（Orano Mining）、シンガポールのリオ・ティント社（Rio Tinto Uranium）、加国のウラニウム・ワン社（Uranium One Inc.）等との長期購入契約によって確保しているウラン精鉱、及び当社の使用済燃料の再処理により回収される減損ウランから充当する予定である。これらとの長期購入契約及び減損ウランによる確保済の量は、2022年9月末時点では、当社の全累積で2030年度約84,900tUであり、これに対し、当社全累積所要量は2030年度約77,100tUと予想される。したがって、柏崎刈羽原子力発電所の当面の運転に必要なウランについては十分まかなえる量を確保しており、確保できていない将来部分に関しても、今後の契約により確保する予定である。

UF₆への転換役務については、米国のコンバーダイナ社（ConverDyn）、仏国のオラノ・シミ・オンリシスモン社（Orano Chimie-Enrichissement）等との転換役務契約により当面の所要量を確保しており、確保できていない将来部分に関しても、今後の契約により確保する予定である。

UF₆の濃縮役務については、米国のユーセック社（USEC）、仏国のオラノ・シミ・オンリシスモン社（Orano Chimie-Enrichissement）、英国、独国、蘭国の共同事業体であるウレンコ社（URENCO）、日本の日本原燃株式会社等との濃縮役務契約によって当面の所要量を確保しており、確保できていない将来部分に関しても、今後の契約により確保する予定である。

一方、核燃料物質（プルトニウム）を使用する場合には、当社の使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していく予定である。

さらに、柏崎刈羽原子力発電所用燃料の成型加工役務については、国内外事業者との契約により確保する予定である。

別添 3

添 付 書 類 五

変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する
技術的能力に関する説明書

本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事,並びに運転及び保守(以下「設計及び運転等」という。)のための組織,技術者の確保,経験,品質保証活動,技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。

1. 組織

本変更に係る設計及び運転等は第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。

これらの組織は,「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定められた業務所掌に基づき,明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。

本変更に係る設計の業務については,設計方針を原子力・立地本部の原子力設備管理部が策定し,現地における具体的な設計及び工事に関する業務については柏崎刈羽原子力発電所において実施する。

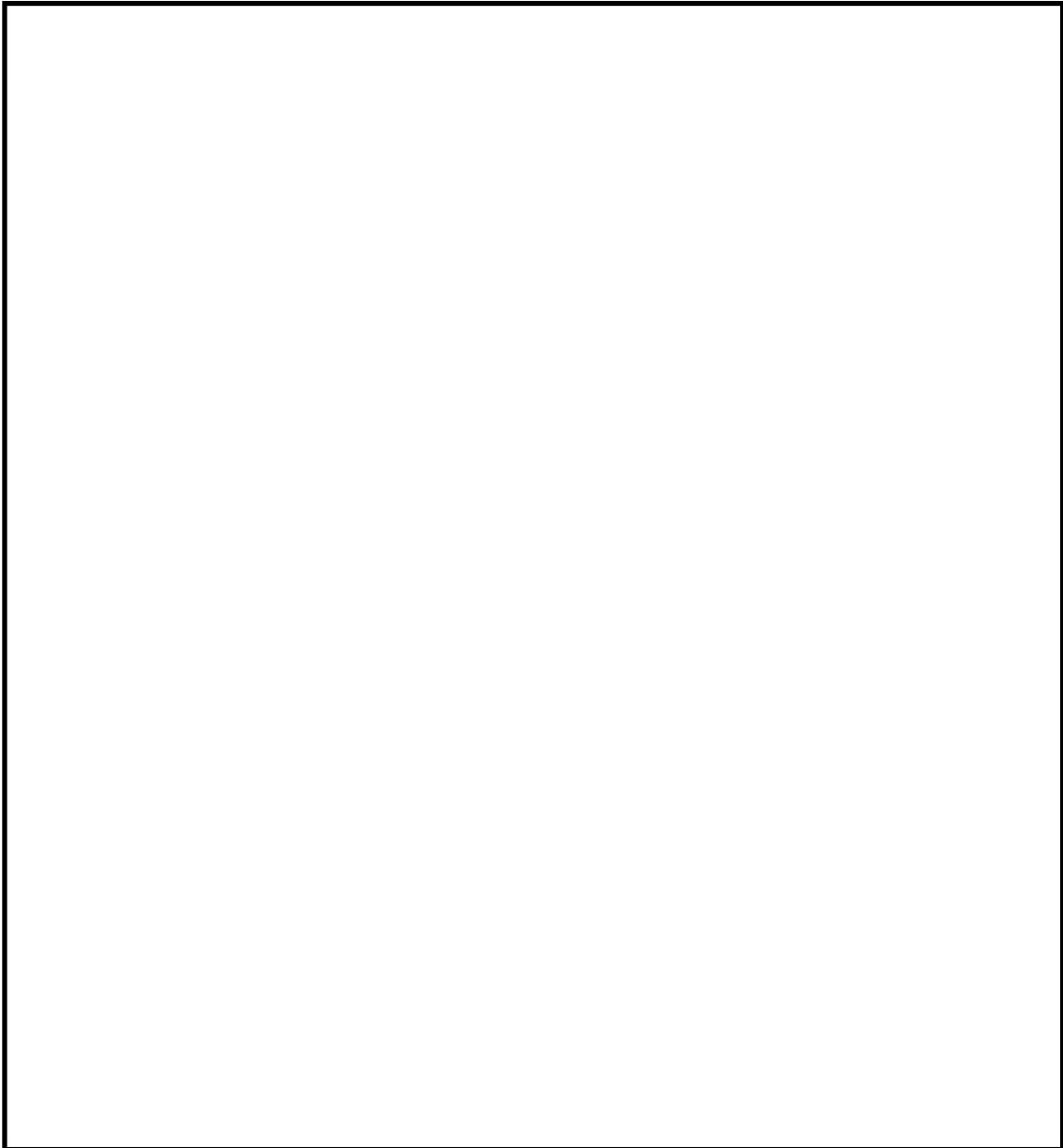
本変更に係る運転及び保守の業務については,運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を原子力・立地本部の原子力運営管理部が策定し,現地における具体的な運転及び保守の業務は柏崎刈羽原子力発電所の担当する組織が実施する。柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は原子炉安全グループ,化学管理グループ,発電グループ,作業管理グループ,当直,運転評価グループ,燃料グループ,モバイル設備管理グループが,施設管理に関する業務は放射線安全グループ,保全総括グループ,タービングループ,原子炉グループ,高経年化評価グループ,電気機器グループ,計測制御グループ,環境施設グループ,環境施設プロ

ジェクトグループ、システムエンジニアリンググループ、電子通信グループ、直営作業グループ、土木グループ、建築グループ、モバイル設備管理グループ、コンフィグレーションマネジメントグループが、燃料管理に関する業務は放射線管理グループ、当直、燃料グループが、放射線管理に関する業務は核セキュリティ運営管理グループ、核セキュリティ施設運用グループ、放射線安全グループ、放射線管理グループ、化学管理グループ、計測制御グループが、放射性廃棄物管理に関する業務は放射線管理グループ、化学管理グループ、当直、燃料グループ、計測制御グループ、環境グループが、緊急時の措置に関する業務は防災安全グループが実施する。

福島第一原子力発電所の事故以前、本社原子力部門の組織が6部体制に拡大していたため、組織横断的な課題への取り組みが遅延し、かつ発電所側から見た本社カウンターパートが不明確であった。このため、福島第一原子力発電所の事故以降、原子力・立地本部の安全・品質が確実に向上する体制へ見直しを図るため、原子力・立地本部内の設計及び運転等に関する安全・品質に関する計画立案、調査・分析、経営資源配分を一体的に行い、本部内の統制を強化し安全・品質向上の取り組みを推進する「原子力安全・統括部」を本社に設置した。また、柏崎刈羽原子力発電所においては、原子力安全に関し発電所全体を俯瞰する機能として、安全管理、技術総括、放射線安全、防災安全の機能を一括管理する原子力安全センターを設置し、原子力安全に係る組織の強化を図っている。

原子力部門の全社員に対し、原子力安全を高める知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、原子力人財育成センターを設置した。原子力人財育成センターでは、原子力部門全体の人財育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供するとともに、個人別の力量・資格認定を一元的に管理することで、社員各個人の長期的な人財育成プランを立案、支援する。

さらに、原子力部門の各職位・役割に必要な要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、原子力部門としての技術力の維持・向上を実現する。



運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が緊急時態勢を発令した場合は発電所緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織を第 2.1 図、本社の原子力防災組織を第 2.2 図に示す。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織は、柏崎刈羽原子力発電所の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員により構成され、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う。重大事故等が発生した場合は、緊急時対策要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。本社の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく関係する他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。

発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。原子力発電保安委員会は、原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子力発電保安運営委員会は、柏崎刈羽原子力発電所が所管する社内規定類の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。

2. 技術者の確保

(1) 技術者数

令和5年2月1日現在、原子力・立地本部在籍技術者（業務出向者は除く。）数は、1,935名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が296名在籍している。

また、柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者の人数は988名である。

(2) 有資格者数

原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部，原子力運営管理部，原子力設備管理部，原子燃料サイクル部，原子力人材育成センター，原子力資材調達センター，柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の令和5年2月1日現在の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の有資格者数を括弧書きで示す。

原子炉主任技術者	45名（16名）
第一種放射線取扱主任者	123名（50名）
第一種ボイラー・タービン主任技術者	12名（9名）
第一種電気主任技術者	14名（6名）
運転責任者として原子力規制委員会が定める 基準に適合した者	63名（63名）

また、自然災害や重大事故等発生時の対応として資機材の運搬等を社員直営で行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確

保している。

特定重大事故等対処施設を運用する上で必要となる特殊な資格はない。

原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部，原子力運営管理部，原子力設備管理部，原子燃料サイクル部，原子力人財育成センター，原子力資材調達センター，柏崎刈羽原子力発電所，柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者，並びに事業を行うために必要となる有資格者の人数を第1表に示す。現在，確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが，今後とも設計及び運転等を適切に行い，安全を確保し，円滑かつ確実な業務遂行を図るため，採用を通じ技術者を確保し，必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し，配置する。

福島第一原子力発電所の事故の反省として，十分にエンジニアを育てられていなかったことがある。この反省を踏まえ，プラントの重要な系統の機能・性能を把握したシステムエンジニアの確保が必要であるとの認識のもと，システムエンジニアの育成を開始している。

また，現状にとらわれることなく自らの専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため，本社の技術者のうち運転や保全等専門分野ごとに責任者を定め，改革の責任を担う役割（CFAM：Corporate Functional Area Manager）を付与しており，各発電所にもCFAMとともに活動する役割（SFAM：Site Functional Area Manager）を定めている。彼らは，目標に対するギャップの把握，解決すべき課題の抽出，改善策の立案及び実施の一連の活動を開始しており，原子力部門全体が世界最高水準のパフォーマンス，技術力を発揮することを目指している。

3. 経 験

当社は、昭和 30 年以來、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。

また、昭和 46 年 3 月に BWR を採用した福島第一原子力発電所 1 号炉の営業運転を開始して以来、種々の技術的課題に挑戦し問題を解決しながら、安全性・信頼性の面で優れた原子力発電プラントの実現のために、それまでの建設・運転・保守の経験と最新の技術を設計に適宜取り入れながら絶えず改良を続け、これまで計 17 プラントの建設工事を行うとともに、原子力発電プラントの運転及び保守の実績を蓄積している。

原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始
福島第一 1 号炉	1380	昭和 46 年 3 月 26 日
	2381	昭和 49 年 7 月 18 日
	2381	昭和 51 年 3 月 27 日
	2381	昭和 53 年 10 月 12 日
	2381	昭和 53 年 4 月 18 日
	3293	昭和 54 年 10 月 24 日
福島第二 1 号炉	3293	昭和 57 年 4 月 20 日
	3293	昭和 59 年 2 月 3 日
	3293	昭和 60 年 6 月 21 日
	3293	昭和 62 年 8 月 25 日
柏崎刈羽 1 号炉	3293	昭和 60 年 9 月 18 日
	3293	平成 2 年 9 月 28 日
	3293	平成 5 年 8 月 11 日

4号炉	3293	平成6年8月11日
5号炉	3293	平成2年4月10日
6号炉	3926	平成8年11月7日
7号炉	3926	平成9年7月2日

当社は、原子力発電所の安全性と信頼性を確保し、原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあるよう努めるとともに、保守業務を継続的に改善していくことで、より設備の安全性と信頼性を向上させ、保守に関する経験を蓄積してきた。

本変更に関して、設計及び工事の経験として、柏崎刈羽原子力発電所において平成22年には1号炉起動領域モニタへの変更、平成23年には雑固体廃棄物の処理方法への固型化处理（モルタル）の追加並びに平成26年には使用済燃料輸送容器保管建屋等の設計及び工事を順次実施している。

また、耐震安全性向上工事として、平成20年から原子炉建屋屋根トラス、原子炉建屋天井クレーン、燃料取替機等について設計及び工事を実施している。

福島第一原子力発電所事故以降は、事故の反省を踏まえ、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を社員自らがを行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直営で実施できるよう取り組みを行っている。

更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、耐圧強化ベント設備の追加、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への代替注水設備の追加、非常用電源のユニット間融通設備の追加、アクシデントマネジメント実施に必要な計装系の追加と計測レンジの変更を検討し、対策工事を実施している。また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安

全対策により、電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。

新規制基準施行を踏まえ、柏崎刈羽原子力発電所では 62 事象の自然現象及び人為事象を評価した上で自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。

また、社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。

福島第一原子力発電所事故以前は、トラブル対応や国内外のトラブル情報（運転経験情報）を安全性の向上対策に活用できなかったという弱みがあったことから、国内外の運転経験情報について有効に活用し、運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。

以上のとおり、これまでの経験に加え、今後も継続的に経験を蓄積していく方針であり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有している。

これら原子力発電所において長年にわたり建設時及び改造時の設計及び工事、さらには運転及び保守を経験してきたが、それにも関わらず福島第一原子力発電所事故を防ぐことができなかった。これは、設計段階から外的事象（地震と津波）を起因とする共通原因故障への配慮が足りないといった設計段階の技術力不足、さらにその後の継続的な安全性向上の努力不足によるもので、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故を引き起こしたことを深く反省するところである。

以上の反省を踏まえて、従来の安全対策に対する過信と傲りを一掃し、当社組織内にあった問題を明らかにして、安全への取り組みを根底から改革すべく、平成 25 年 3 月 29 日に原子力安全改革プランを公表した。当該

プランに基づき、今後は原子力発電所の安全性向上対策の強化や当社組織の改革に不退転の決意で臨んでいく。

本変更に係る設計及び運転等については、これまで実施してきた同様の施設に係る経験に加え、上述の決意のもと更なる安全性向上対策を実施していく。

また、重大事故等対処施設に関する変更についても、福島第一原子力発電所原子力事故での経験を踏まえ、二度とこのような事故を起こさないよう取り組んでいく。

4. 品質保証活動

当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）に従い、「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」（以下「品質マネジメントシステム計画」という。）を含んだ「原子力品質保証規程」（以下「品質保証規程」という。）を定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。

この品質マネジメントシステムには、健全な安全文化を育成及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めている。

本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。

(1) 品質保証活動の体制

当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3図に示す。

各業務を主管する組織の長は、社内規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する。

品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力・立地本部並びに実施部門から独立した監査部門である内部監査室で構築している。

社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメン

ト)として、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を定めている。この品質方針は、「福島第一原子力発電所事故を決して忘れることなく、昨日よりも今日、今日よりも明日の安全レベルを高め、比類無き安全を創造し続ける原子力事業者になる。」という決意のもと、事故を徹底的に検証し「世界最高水準の安全」を目指すことを表明しており、原子力安全を確保することの重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにするため、組織全体に周知している。

各業務を主管する組織の長は、品証規程に従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成し、実施部門の管理責任者である原子力・立地本部長はマネジメントレビューのインプットを社長へ報告する。

また、内部監査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。

社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。

管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。

各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプット及び品質保証活動の実施状況を踏まえ、次年度の年度業務計画に反映し、活動している。

原子力・立地本部長は、本社にて管理責任者レビューを実施し、各部

所に共通する事項として品証規程，柏崎刈羽原子力発電所品質保証計画書（以下「品証計画書」という。）等の社内規程類の改訂に関する事項，品質方針の変更提案，原子力・立地本部業務計画及びマネジメントレビューのインプット等をレビューする。

また，柏崎刈羽原子力発電所においては，発電所長を主査とするレビューを実施し，実施部門における品質保証活動に基づく品証規程/品証計画書の改訂に関する事項，年度業務計画（品質目標），管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。

各レビューのアウトプットについては，社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか，品質目標等の業務計画の策定/改訂，社内規程類の制定/改訂等により業務へ反映している。

なお，発電用原子炉施設の保安に関する基本的な重要事項に関しては，本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を，また，発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては，発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し，その内容を審議し，審議結果は業務へ反映させる。

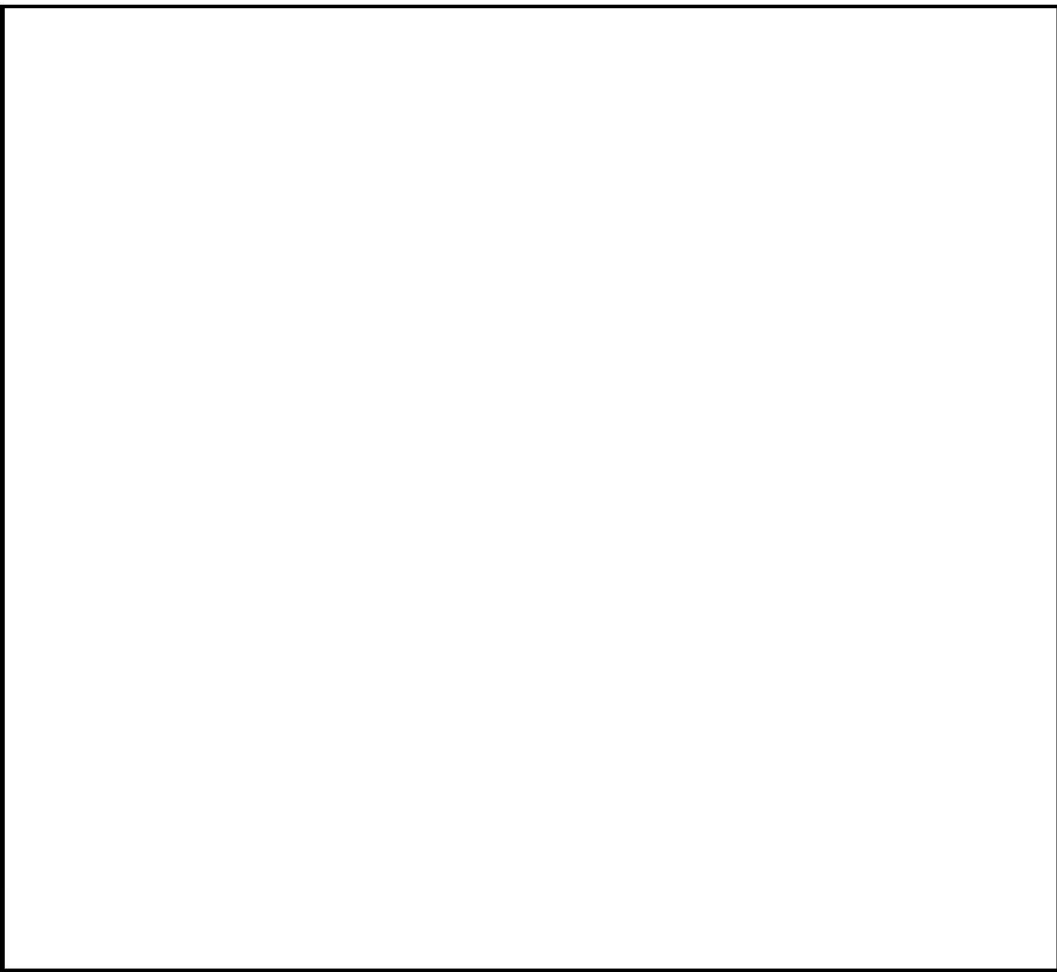
(2) 設計及び運転等の品質保証活動

各業務を主管する組織の長は，設計及び運転等を，発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を参考とし，保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し，実施する。また，製品及び役務を調達する場合は，重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う。なお，許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は，当該業務に係る調達要求事項を追加している。

各業務を主管する組織の長は，調達製品等が調達要求事項を満足して

いることを，検証する。

各業務を主管する組織の長は，設計及び運転等において不適合が発生した場合，不適合を除去し，再発防止のために原因を特定した上で，原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。また，製品及び役務を調達する場合は，供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し，不適合が発生した場合には，各業務を主管する組織はその実施状況を確認する。



(3) 品質保証活動の強化

当社は，福島第一原子力発電所の事故の要因の一つとして安全意識の不足を認識しており，経営層自身の意識を高め，安全文化を組織全体へ確実に定着させるために，「福島第一原子力発電所事故を決して忘れることなく，昨日よりも今日，今日よりも明日の安全レベルを高め，比類無

き安全を創造し続ける原子力事業者になる。」という決意を品質方針に示している。また、「経営層の安全意識の向上と組織全体への浸透」、「原子力安全を高めるためのガバナンス改善」、「原子力安全に係る各専門分野の強化・プロセスの改善」、「国内外の運転経験情報の活用の強化」等を通じて品質マネジメントシステムの強化に取り組んでいる。

上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み並びに役割を明確化した体制を構築している。また、品質マネジメントシステムの強化に継続的に取り組んでいる。

5. 技術者に対する教育・訓練

技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所において、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する知識、機器配置、放射線管理、安全管理、原子力安全等の基礎教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。

技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、BWR 運転訓練センターや原子力安全推進協会における運転員の教育・訓練等、国内の原子力関係機関も活用し、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。

柏崎刈羽原子力発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定に基づき、対象者、教育内容、教育時間等について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。

福島第一原子力発電所事故では、知見が十分とは言えない津波に対し、想定を上回る津波が来る可能性は低いと判断し、自ら対策を考えて迅速に深層防護の備えを行う姿勢が足りなかったとの反省のもと、技術力全般の底上げのため、技能認定制度による業務に必要な技術力の維持・向上と併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取り組みも進めている。

技術者及び事務系社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、重大事故等の内容、原子力災害対策活動等に関する教育を行うとともに、重大事故等対策に係る資機材等を用いた訓練を計画的かつ継続的に実施する。

本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突そ

の他のテロリズムによる、重大事故等時に必要となる技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。

また、教育・訓練を統括的に管理する原子力人材育成センターを設置し、個人のさらなる専門知識及び技術・技能の向上と、原子力部門全体の技術力向上を実現する。

6. 有資格者等の選任・配置

原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を有している者を発電用原子炉ごとに選任する。

原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、その原子炉主任技術者としての職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、所長の人事権が及ばない原子力・立地本部長が選任し配置する。

原子炉主任技術者を発電所の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と、原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く。

原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職から選任し、職務遂行に万全を期している。

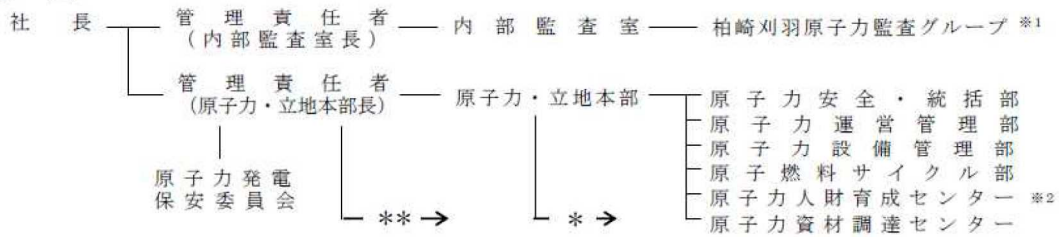
運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。

第1表 原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部，原子力運営管理部，原子力設備管理部，原子燃料サイクル部，原子力人材育成センター，原子力資材調達センター，柏崎刈羽原子力発電所，柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者等の人数
(令和5年2月1日現在)

	技術者数	管理者数	有資格者数					
			原子炉主任技術者	第一種放射線取扱主任者	第一種ボイラー・タービン主任技術者	第一種電気主任技術者	運転責任者	
本 社	原子力・立地本部	14	13 (12)	3	7	0	1	0
	原子力安全・統括部	70	16 (16)	6	13	0	1	0
	原子力運営管理部	76	15 (13)	7	16	0	0	0
	原子力設備管理部	283	57 (52)	11	31	2	6	0
	原子燃料サイクル部	16	5 (5)	1	2	1	0	0
	原子力人材育成センター	60	8 (8)	1	3	0	0	0
	原子力資材調達センター	11	2 (1)	0	1	0	0	0
柏崎刈羽原子力発電所	988	126 (118) [7]	16 [7]	50 [3]	9 [0]	6 [0]	63 [2]	

()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。
[]内は、柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の人数を示す。
福島第二原子力発電所及び東通原子力建設所を除く人数を示す。

【本 社】



【柏崎刈羽原子力発電所】

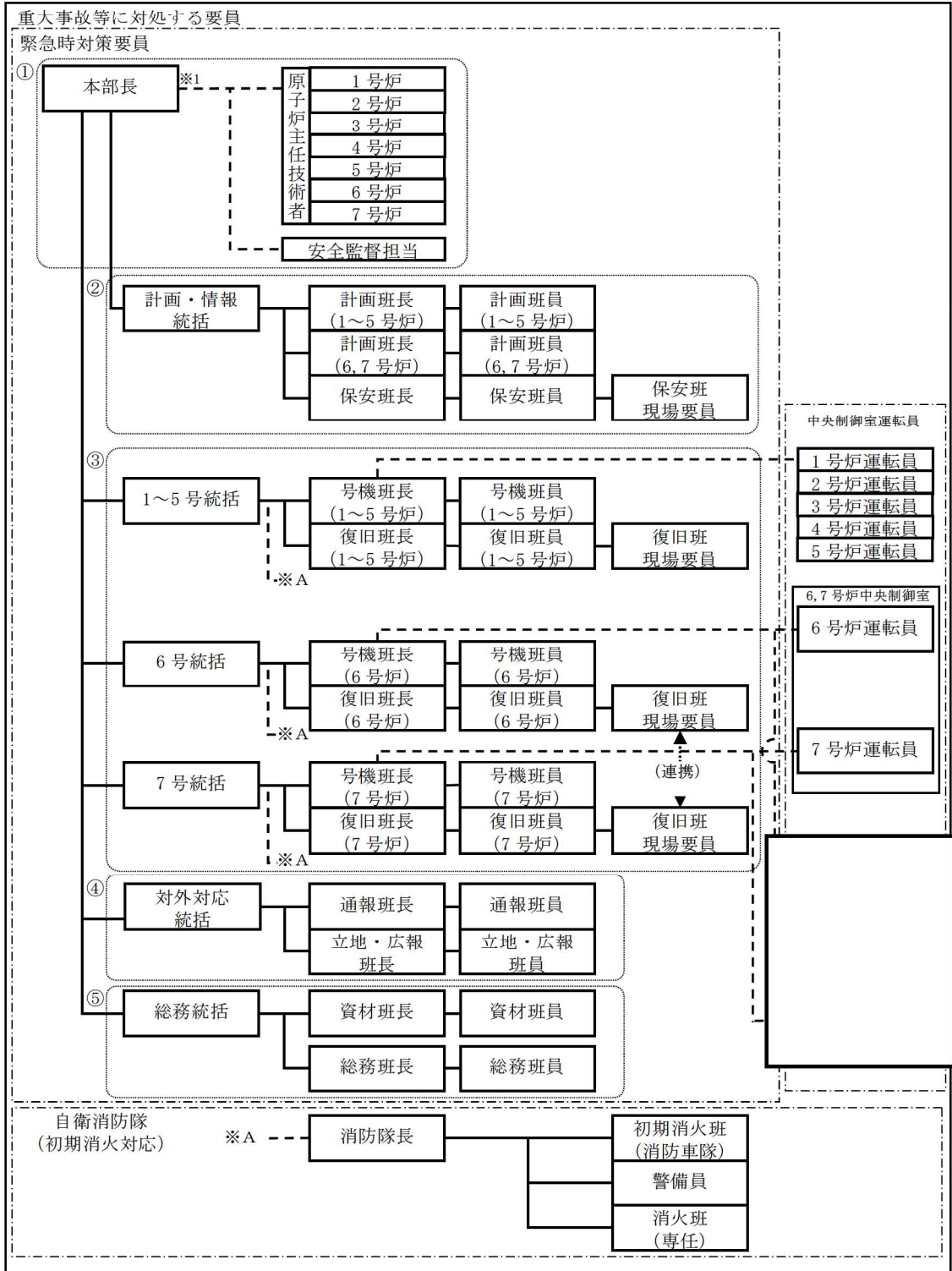
** - 原子炉主任技術者 *4



- ※1：発電所に常駐。
- ※2：福島第二原子力発電所に常駐。
- ※3：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。（所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。）
- ※4：原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。

第1図 原子力関係組織

(令和5年2月1日現在)



※1 本部付含む。

- ①：意思決定・指揮
- ②：情報収集・計画立案
- ③：現場対応
- ④：対外対応
- ⑤：ロジスティック・リソース管理

第 2.1 図 原子力防災組織（柏崎刈羽原子力発電所）

<p>本部（統括管理） 本部長：社長</p> <p>1. 発電所の重要な決定事項の確認 2. 原子力規制委員会委員，原子力規制庁職員等との間で重要な事項に関する協議，意思決定</p> <p>副本部長 1. 本部長補佐 2. 社外への説明や用語使用等の技術的判断 3. 技術者倫理に基づいた本部長への提言</p> <p>本部長付 1. 本部（統括管理）補佐</p>	<p>対外対応統括 1. 関係各所への正確かつ速やかな情報発信の統括</p>	<p>広報班</p>	<p>1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定 2. プレス対応（プレス文，QA作成含む） 3. 公表情報の関係各所への情報発信</p>
	<p>計画・情報統括 1. プラント情報や放射線に関する情報，事故進展評価などの統括</p>	<p>官庁連絡班</p>	<p>1. 官庁への情報提供と質問対応</p>
		<p>保安班</p>	<p>1. 放射性物質の放出量評価 2. 周辺環境への影響の予測・評価 3. 放射線管理用資機材の配備 4. 発電所関係者の線量管理等の支援</p>
		<p>計画班</p>	<p>1. 事故状況の把握・進展評価 2. 環境への影響評価 3. 発電所の復旧計画の策定支援</p>
		<p>情報班</p>	<p>1. 原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡 2. 事故状況，対応状況の把握 3. 本社対策本部内での情報共有・一元管理</p>
	<p>復旧統括 1. 発電所事故対応作業の支援統括</p>	<p>復旧班</p>	<p>1. 発電所の復旧方法の検討・立案，発電所への助言</p>
	<p>総務統括 1. 発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援を統括 2. 自治体の防護活動の要員・物資の支援に係る統括</p>	<p>通信班</p>	<p>1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保</p>
		<p>総務班</p>	<p>1. 本社防災要員の非常召集 2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等 3. 人員輸送手段の確保</p>
		<p>厚生班</p>	<p>1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配 2. 発電所復旧要員及び自治体の防護活動支援要員の食料・被服の調達支援，宿泊の手配支援 3. 現地医療体制整備支援</p>
		<p>資材班</p>	<p>1. 発電所の復旧活動及び自治体の防護活動の支援に必要な資機材の調達，適切な箇所への搬送</p>
	<p>支援統括 1. 発電所の復旧に向けた支援拠点や支援の受入の統括 2. 自治体の防護活動の支援における社外関係機関等との調整に係る統括</p>	<p>後方支援拠点班</p>	<p>1. 原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営 2. 同拠点における社外関係機関（自衛隊，消防，警察等）との情報連絡</p>
		<p>支援受入調整班</p>	<p>1. 官庁（自衛隊，消防，警察等）への支援要請，調整の窓口</p>
		<p>電力支援受入班</p>	<p>1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整 2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整</p>
<p>避難支援統括 1. 自治体の防護活動の支援を統括</p>	<p>避難支援班</p>	<p>1. 自治体の防護活動の支援 2. 自治体・防災センターからの要望への対応</p>	

第 2.2 図 原子力防災組織（本社）

別添 4

添 付 書 類 六

変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象，地盤，
水理，地震，社会環境等の状況に関する説明書

6号及び7号炉の添付書類六のうち、下記項目の記述及び関連図面を、以下のとおり変更する。

3. 地盤

3.7 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤

図

- 第3.7.1-1図 特定重大事故等対処施設設置位置付近の調査位置図
- 第3.7.2-3図(1) 地質鉛直断面位置図
- 第3.7.2-4図 特定重大事故等対処施設付近に分布する断層
- 第3.7.2-7図 特定重大事故等対処施設の支持地盤に分布する断層
- 第3.7.2-10図 F系断層の
- 第3.7.2-14図 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設への連続性
- 第3.8.1-1図 特定重大事故等対処施設の配置図
- 第3.8.1-2図 基礎地盤の安定性評価断面位置図
- 第3.8.1-3図 特定重大事故等対処施設設置位置付近の調査により得られた の解析用物性値の適用範囲
- 第3.8.1-4図(1) 解析用要素分割図 (A - A' 断面)
- 第3.8.1-4図(2) 解析用要素分割図 (B - B' 断面)
- 第3.8.1-4図(3) 解析用要素分割図 (C - C' 断面)
- 第3.8.2-1図 特定重大事故等対処施設周辺の平面図

3. 地盤

「3.7 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤」の記載について、以下のとおり変更する。

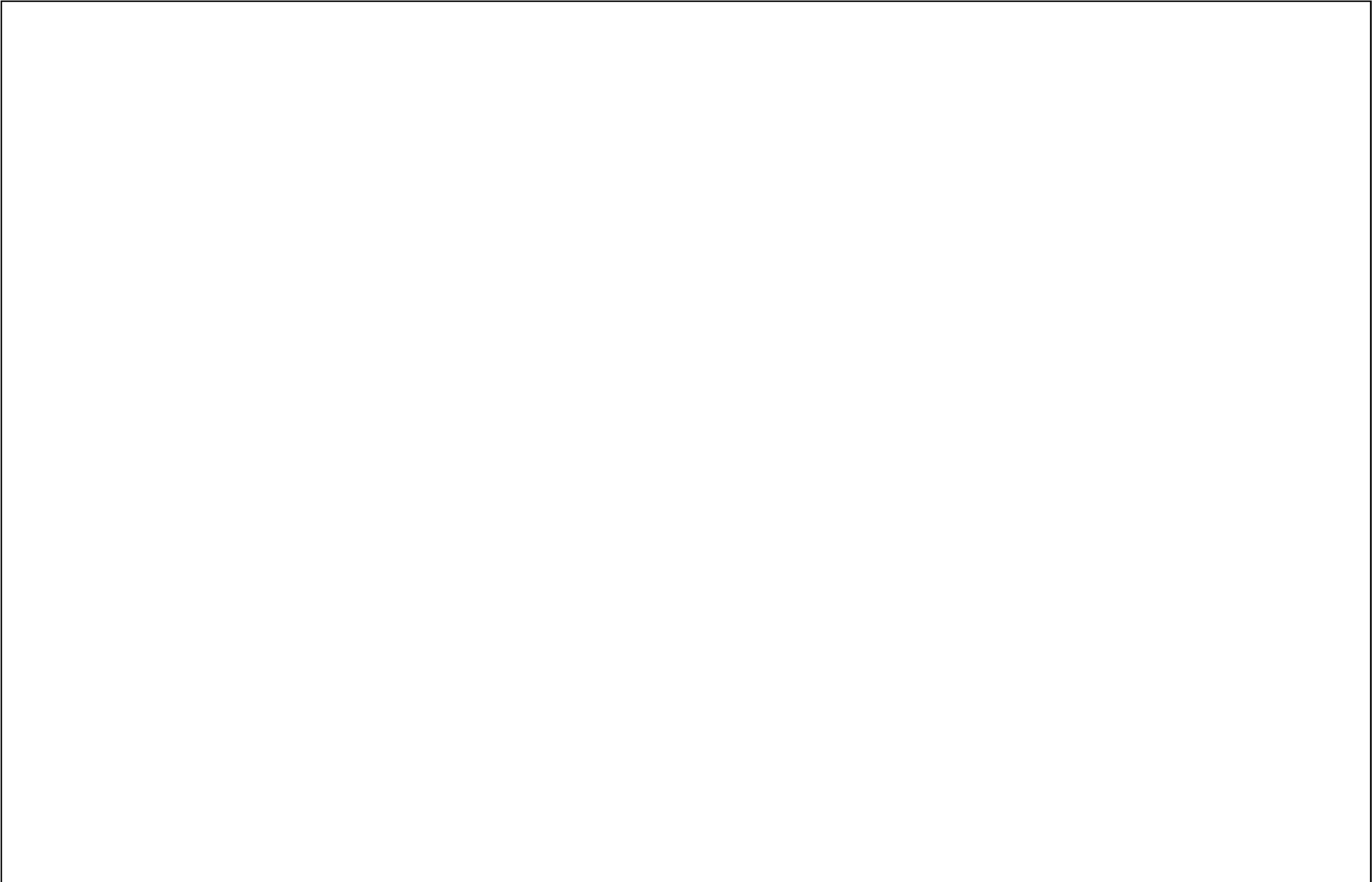
3.7 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、

に設置する。

に記載のとおりであり、こ

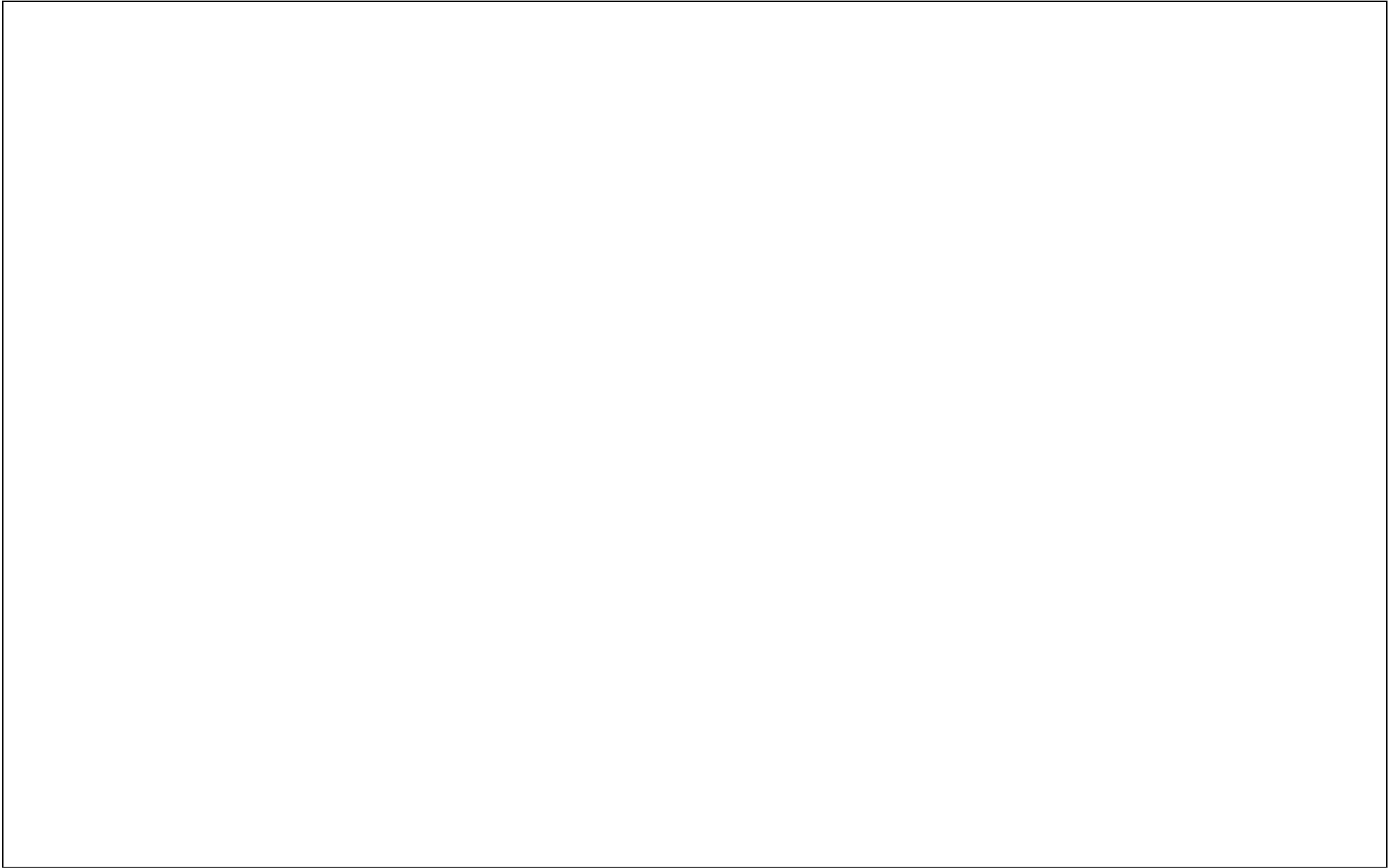
こでは、それ以外の施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤について記載する。



第3.7.1-1図 特定重大事故等対処施設設置位置付近の調査位置図



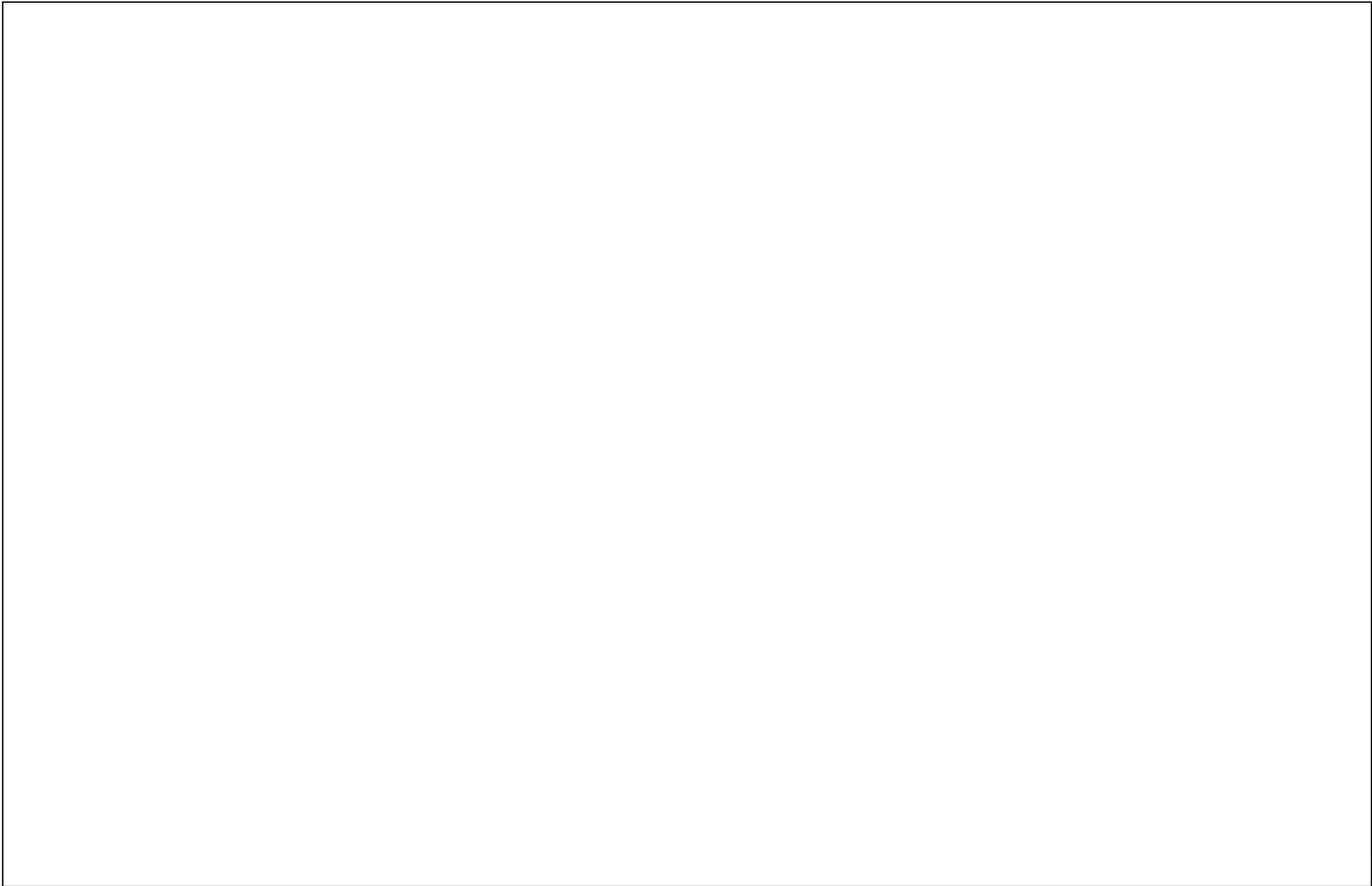
第3.7.2-3図 (1) 地質鉛直断面位置図



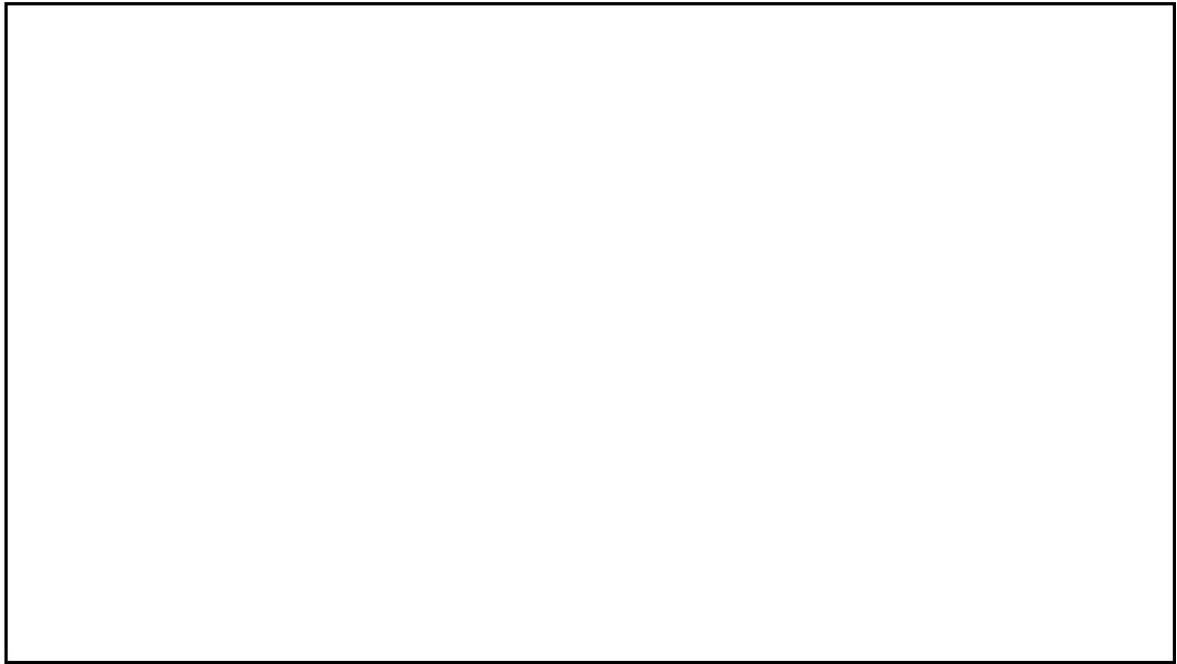
第3.7.2-4図 特定重大事故等対処施設付近に分布する断層



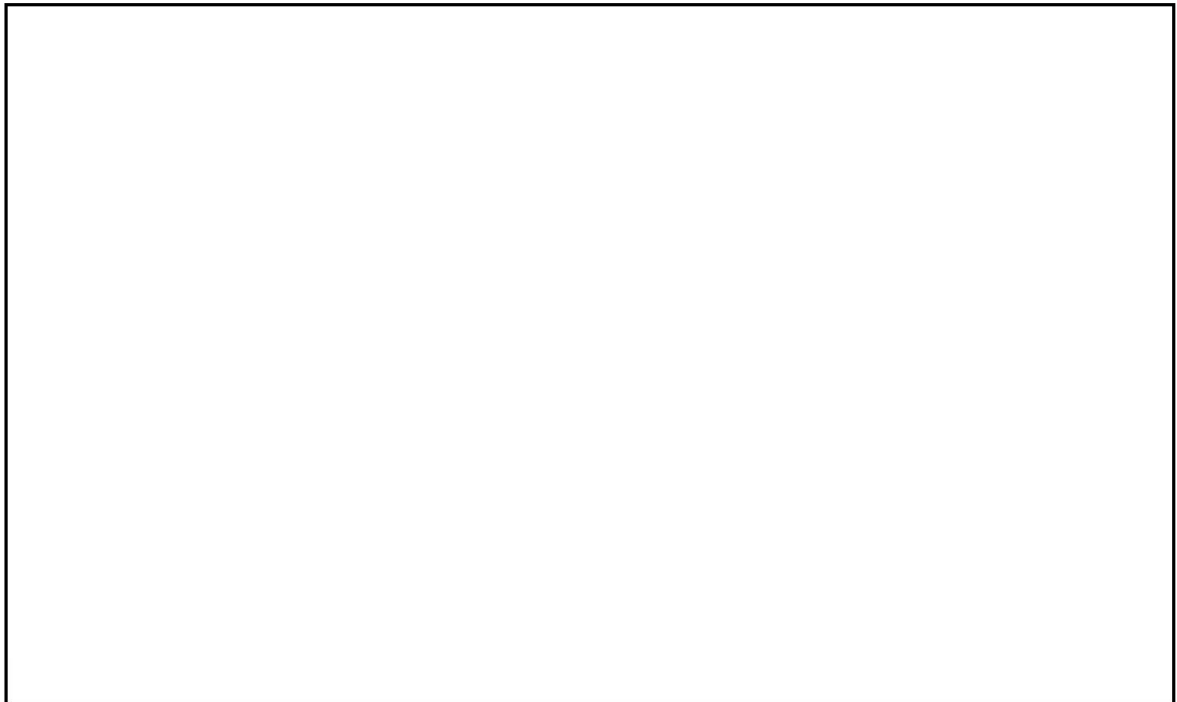
第3.7.2-7図 特定重大事故等対処施設の支持地盤に分布する断層



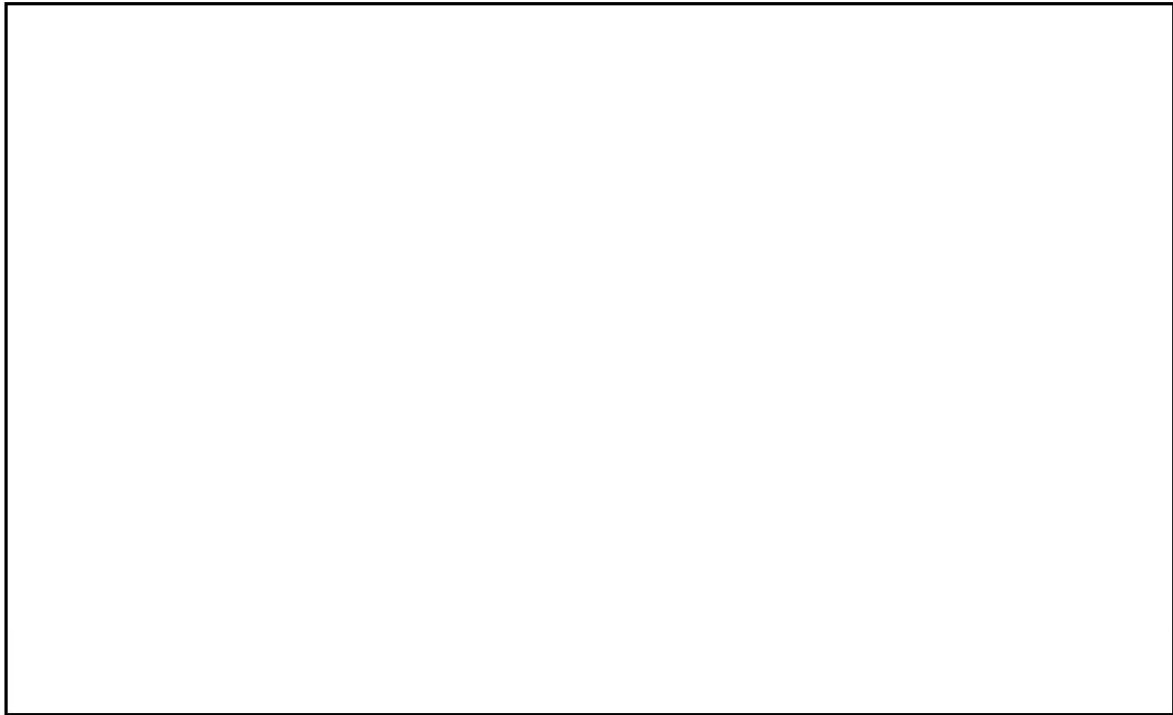
第3.7.2-10図 F系断層の



第 3.8.1-1 図 特定重大事故等対処施設の配置図



第 3.8.1-2 図 基礎地盤の安定性評価断面位置図




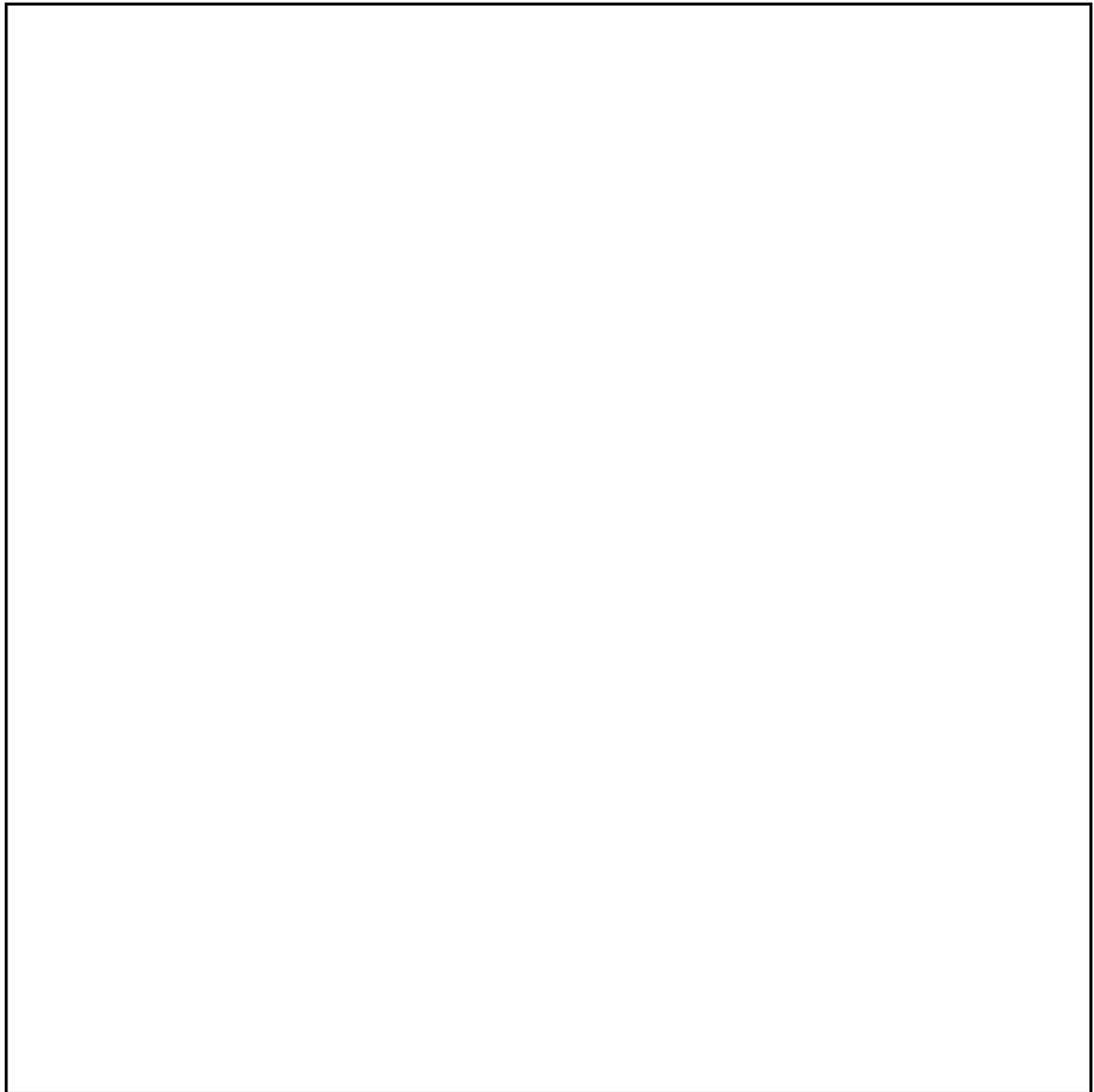
第3.8.1-3 図 特定重大事故等対処施設設置位置付近の調査により得られた

の解析用物性値の適用範囲



第 3.8.1-4 图(1) 解析用要素分割图

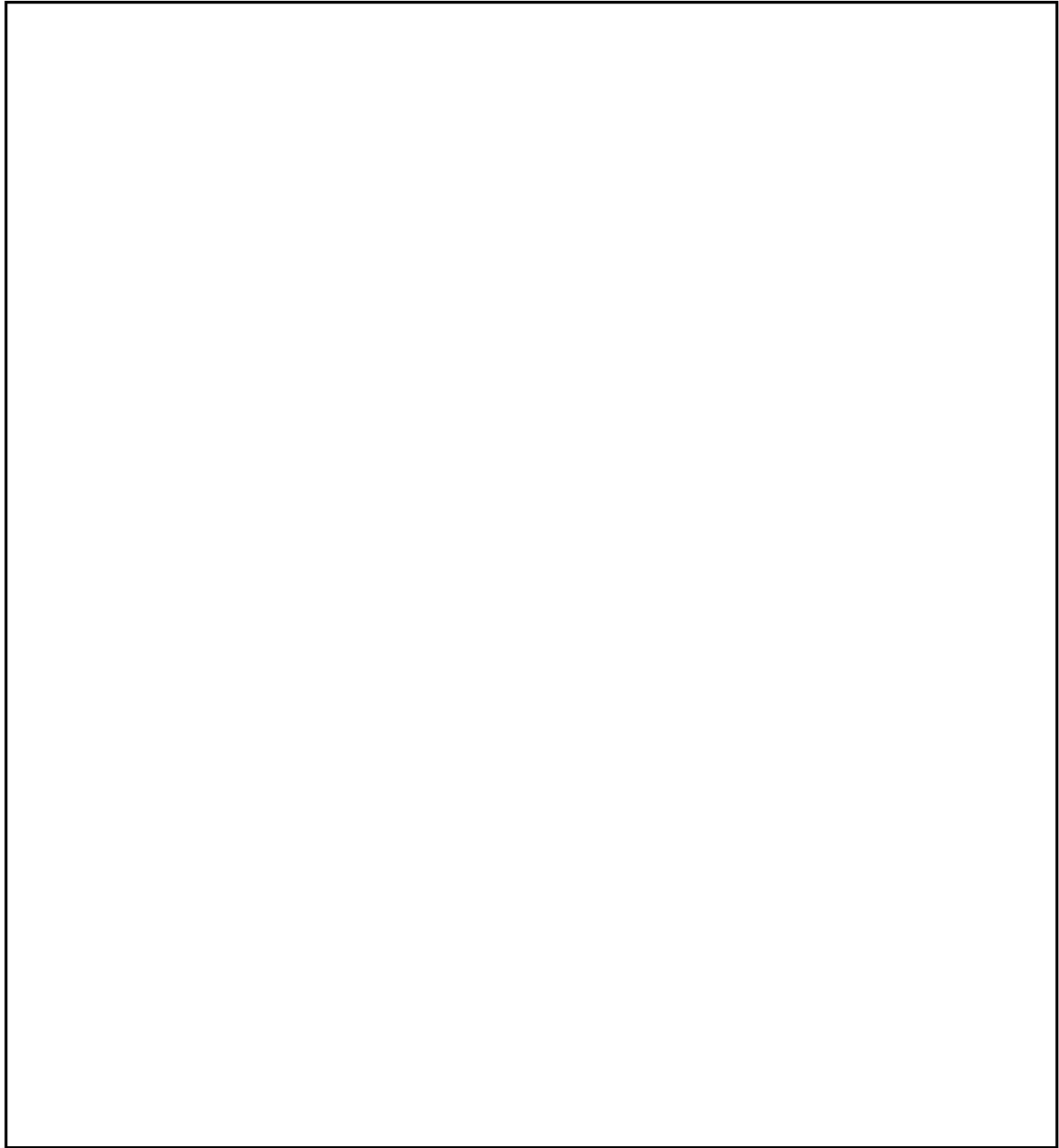
( A - A' 断面)



第 3.8.1-4 图(2) 解析用要素分割图

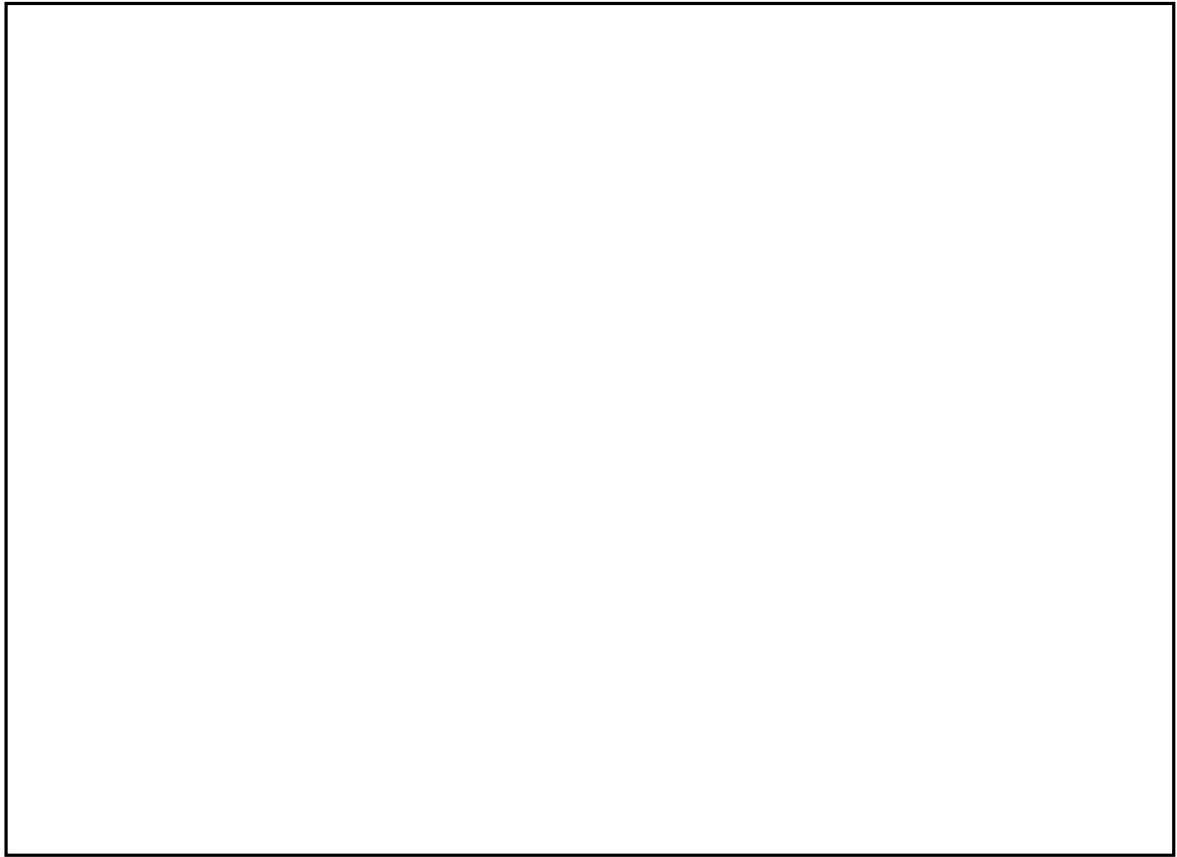


B - B' 断面)



第 3.8.1-4 图(3) 解析用要素分割图

( C-C' 断面)



第 3.8.2-1 図 特定重大事故等対処施設周辺の平面図

別添 5

添 付 書 類 八

変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

6号及び7号炉の添付書類八の記述の一部を別表1のとおり読み替えた上で、下記項目の記述及び関連図面を、以下のとおり変更又は追加する。

1. 安全設計

1.6 火災防護に関する基本設計

1.6.3 特定重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針

1.6.3.1 基本事項

1.6.3.3 火災の感知及び消火

1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針

1.10.7 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官R4第254号）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合

2. プラント配置

2.6 特定重大事故等対処施設に関するプラント配置

2.6.3 建物及び構築物

2.6.3.3

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.5 火災防護設備

10.5.3 特定重大事故等対処施設

10.5.3.4 主要設備

10.18 特定重大事故等対処施設

10.18.1 特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項

10.18.1.2 設計方針

10.18.1.2.3 大型航空機の衝突箇所と大型航空機衝突影響評価の
対象範囲の設定

10.18.1.2.4 評価内容の設定

図

第 1.5-16 図 特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲

第 1.5-17 図 敷地の特性に応じた特定重大事故等対処施設の津波防護の概
要

第 2.6-1 図 発電所全体配置図（特定重大事故等対処施設を含む。）

第 10.18.1-1 図 特定重大事故等対処施設の構内配置図

別表 1

変更前	変更後
1. 10. 6 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官 R4 第 11 号）に係る 実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合	1. 10. 5 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官 R4 第 11 号）に係る 実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合
1. 10. 7 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官 R3 第 148 号）に係る 実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合	1. 10. 6 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官 R3 第 148 号）に係る 実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合

1. 安全設計

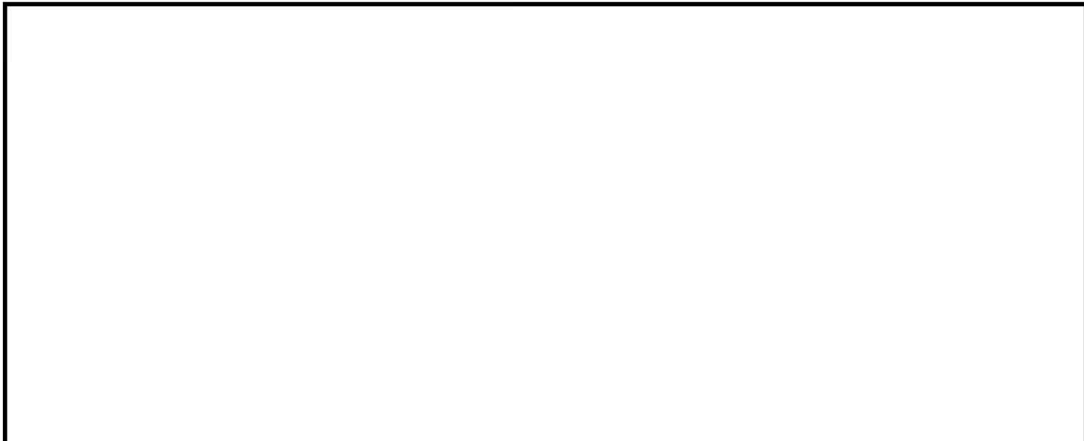
1.6 火災防護に関する基本設計

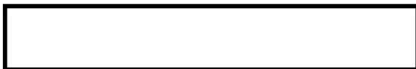
1.6.3 特定重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針

「1.6.3.1 基本事項」の記載のうち、「(1) 火災区域及び火災区画の設定」の記載について、以下のとおり変更する。

1.6.3.1 基本事項

(1) 火災区域及び火災区画の設定



 (以下「建屋等」という。) 及び屋外の特定重大事故等対処施設を設置するエリアについて、火災区域及び火災区画を設定する。

建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置も考慮し、火災区域として設定する。

原子炉建屋内の火災区域は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針に基づき設定した火災区域を適用し、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、特定重大事故等対処施設を設置する区域を、特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設

設を除く。)及び設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域として設定する。

屋外については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、特定重大事故等対処施設を設置する区域を、特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置も考慮し、火災区域として設定する。

屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮して、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理、巡視を行う。本管理については、火災防護計画に定める。

また、火災区画は、建屋等及び屋外で設定した火災区域を特定重大事故等対処施設並びに重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置も考慮し、分割して設定する。

「1.6.3.3 火災の感知及び消火」の記載について、別表2のとおり、項目を削除し、読み替えた上で、「(2) 消火設備」のうち「a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備」の記載のうち、「(b) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定」のうち「iii.

」の記載及び「(d) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備」のうち「iii.

」の記載を変更する。

変更前	変更後
<p>1. 6. 3. 3 火災の感知及び消火</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>b. 固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の設置</p> <p>(d) <input data-bbox="309 745 786 813" type="text"/></p> <div data-bbox="245 819 786 1189" style="border: 1px solid black; height: 165px;"></div> <p>(e) <input data-bbox="309 1196 786 1263" type="text"/></p> <div data-bbox="245 1270 786 1415" style="border: 1px solid black; height: 65px;"></div> <p>(f) <input data-bbox="309 1422 786 1489" type="text"/></p> <div data-bbox="245 1496 786 1641" style="border: 1px solid black; height: 65px;"></div> <p>(g) <input data-bbox="309 1648 786 1715" type="text"/></p> <div data-bbox="245 1722 786 2074" style="border: 1px solid black; height: 157px;"></div>	<p>1. 6. 3. 3 火災の感知及び消火</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>b. 固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の設置</p> <p>(d) <input data-bbox="868 745 1345 813" type="text"/></p> <div data-bbox="804 819 1345 1189" style="border: 1px solid black; height: 165px;"></div> <p>(e) <input data-bbox="868 1196 1345 1263" type="text"/></p> <div data-bbox="804 1270 1345 1415" style="border: 1px solid black; height: 65px;"></div> <p>(削除)</p> <p>(f) <input data-bbox="868 1648 1345 1715" type="text"/></p> <div data-bbox="804 1722 1345 2074" style="border: 1px solid black; height: 157px;"></div>

変更前	変更後
<p>(h) 屋外の火災区域</p> <p>(i) <input data-bbox="304 600 783 663" type="text"/></p>	<p>(g) 屋外の火災区域</p> <p>(h) <input data-bbox="863 600 1342 663" type="text"/></p>
<input data-bbox="240 674 365 736" type="text"/>	<input data-bbox="799 674 924 736" type="text"/>
<p>(2) 消火設備</p> <p>a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p> <p>(b) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定</p> <p>iii. <input data-bbox="304 1346 783 1408" type="text"/></p>	<p>(2) 消火設備</p> <p>a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p> <p>(b) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定</p> <p>iii. <input data-bbox="863 1346 1342 1408" type="text"/></p>
<p>(c) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p>	<p>(c) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p>

変更前	変更後
i. <input data-bbox="304 304 783 367" type="text"/> <input data-bbox="240 376 783 517" type="text"/>	i. <input data-bbox="863 304 1342 367" type="text"/> <input data-bbox="804 376 1347 517" type="text"/>
(d) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備	(d) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備
iii. <input data-bbox="304 826 783 889" type="text"/> <input data-bbox="240 898 783 1256" type="text"/>	iii. <input data-bbox="863 826 1342 889" type="text"/> <input data-bbox="804 898 1347 1256" type="text"/>

1.6.3.3 火災の感知及び消火

(2) 消火設備

a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(b) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

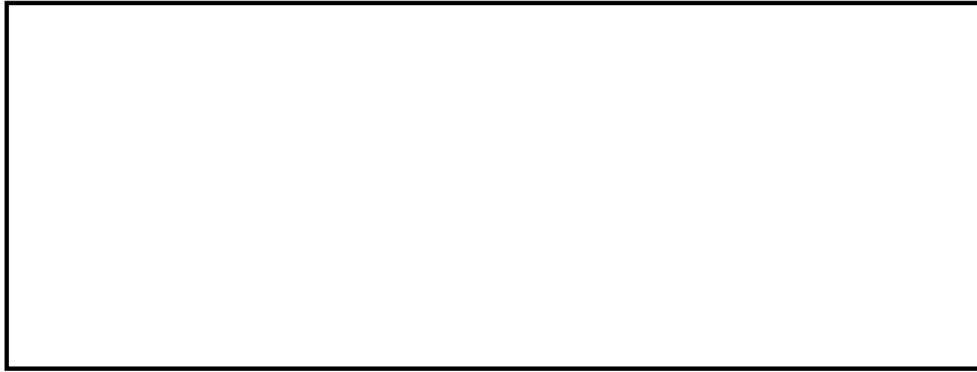
iii.

は、換気設

備によって排煙が可能な設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。なお、高所に設置されるケーブルトレイ及び低所であっても機能上蓋を設置するケーブルトレイは、速やかな消火が困難であると考えられることから、火災発生後自動で起動する局所ガス消火設備（消火剤は FK-5-12）又はシート型消火設備を設置する設計とする。

(d) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

iii.



は、換気設備によって排煙が可能な設計とすることから、消火器を用いて消火を行う。高所に設置されるケーブルトレイ及び低所であっても機能上蓋を設置するケーブルトレイは、火災発生後自動で起動する局所ガス消火設備（消火剤は FK-5-12）又はシート型消火設備を設置する設計とする。

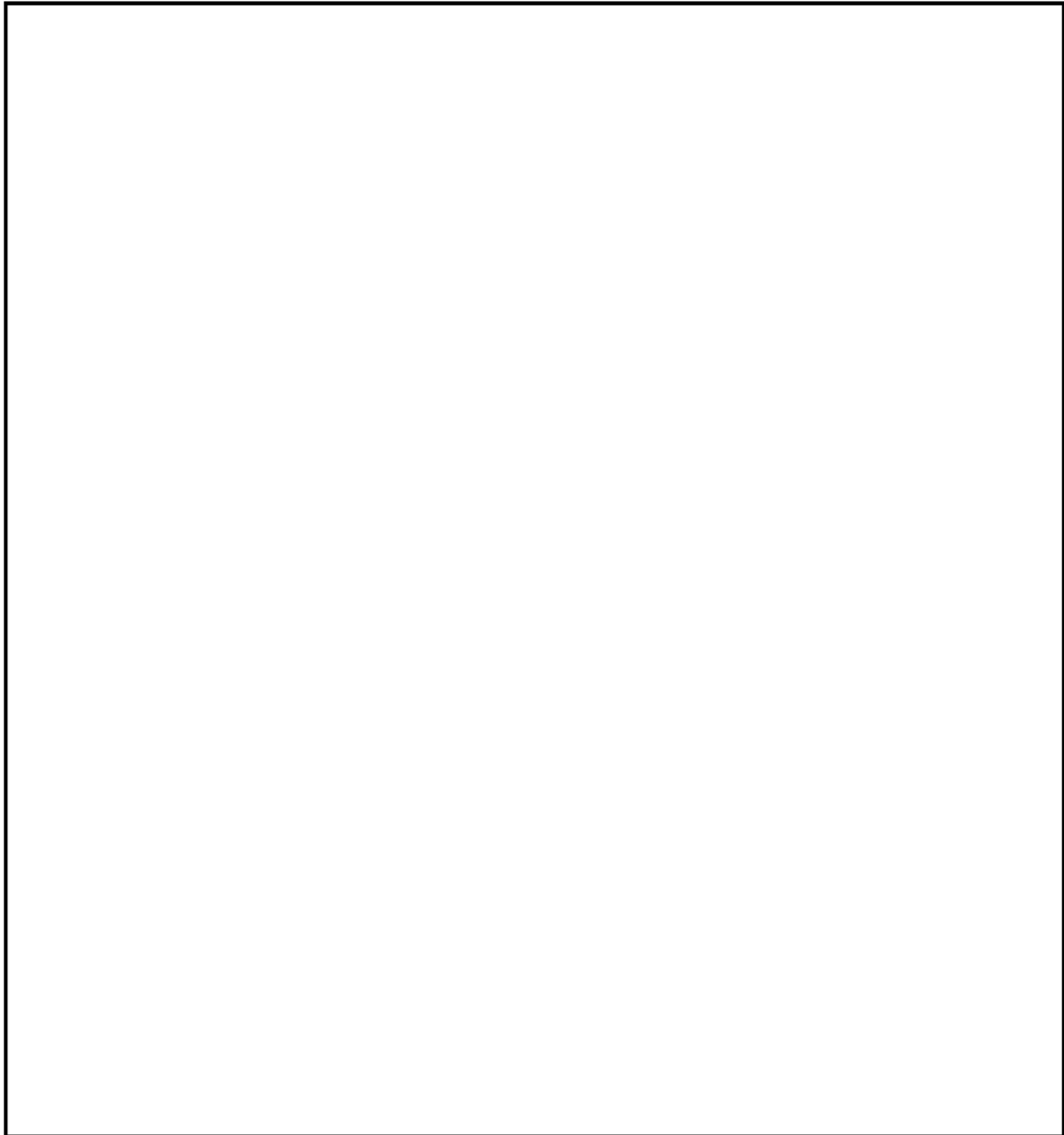
1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針

以下のとおり、「1.10.7 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官 R4 第 254 号）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合」の記述を追加する。

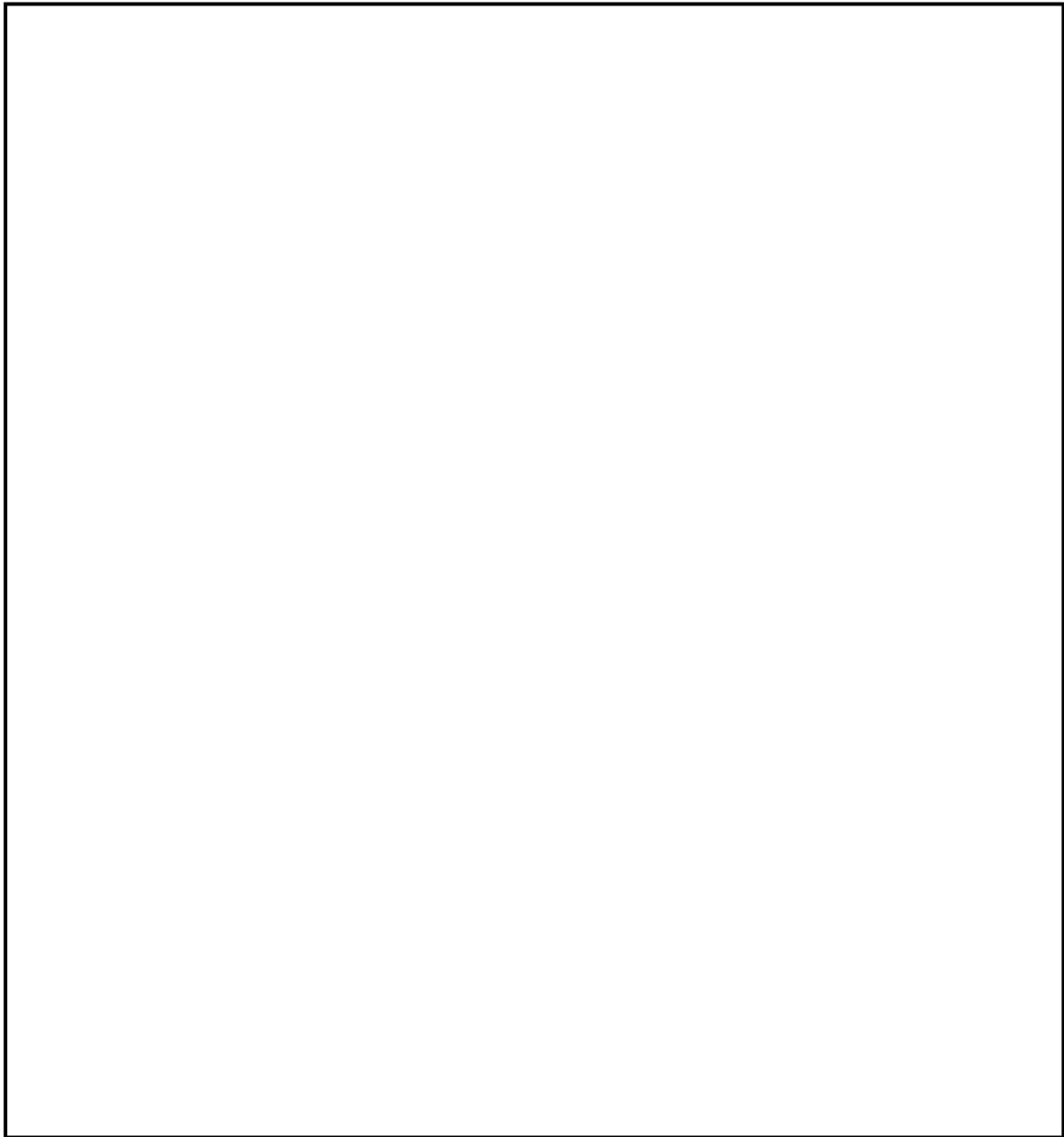
なお，原規規発第 2210052 号をもって許可を得た柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の記述のうち，追加した記述に該当する記述については，追加した記述を優先する。

1.10.7 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官 R4 第 254 号）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合

原管発官 R4 第 254 号付け，柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の変更内容については，「設置許可基準規則」のうち，「1.10.5 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官 R4 第 11 号）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合」に示す条文に適合するように設計する。各条文に対する適合のための設計方針は「1.10.5 発電用原子炉設置変更許可申請（原管発官 R4 第 11 号）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則への適合」に示す設計方針に従う。



第 1.5-16 図 特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲



第 1.5-17 図 敷地の特性に応じた特定重大事故等対処施設の津波防護の概要

2. プラント配置

2.6 特定重大事故等対処施設に関するプラント配置

2.6.3 建物及び構築物

「2.6.3.3 」の記載について、以下のとおり変更する。

2.6.3.3

を設ける。



第 2.6-1 図 発電所全体配置図（特定重大事故等対処施設を含む。）

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.5 火災防護設備

10.5.3 特定重大事故等対処施設

「10.5.3.4 主要設備」の記載について、別表3のとおり、項目を削除し、読み替えた上で、「(3) 消火設備」のうち「a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備」の記載のうち、

「(a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備」の記載及び「(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とはならない火災区域又は火災区画に設置する消火

設備」のうち「iii.

」の記載を変更する。

変更前	変更後
10.5.3.4 主要設備	10.5.3.4 主要設備
(2) 火災感知設備	(2) 火災感知設備
e. <input data-bbox="300 602 783 674" type="text"/>	e. <input data-bbox="863 602 1347 674" type="text"/>
<input data-bbox="236 680 783 1039" type="text"/>	<input data-bbox="799 680 1347 1039" type="text"/>
f. <input data-bbox="300 1043 783 1115" type="text"/>	f. <input data-bbox="863 1043 1347 1115" type="text"/>
<input data-bbox="236 1122 783 1256" type="text"/>	<input data-bbox="799 1122 1347 1256" type="text"/>
g. <input data-bbox="300 1261 783 1332" type="text"/>	(削除)
<input data-bbox="236 1339 783 1480" type="text"/>	
h. <input data-bbox="300 1485 783 1556" type="text"/>	g. <input data-bbox="863 1485 1347 1556" type="text"/>
<input data-bbox="236 1563 783 2004" type="text"/>	<input data-bbox="799 1563 1347 2004" type="text"/>

変更前	変更後
<div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>
<p>i. 屋外の火災区域</p>	<p>h. 屋外の火災区域</p>
<p>j. <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px;"></div></p>	<p>i. <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px;"></div></p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 30px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 30px;"></div>
<p>(3) 消火設備</p>	<p>(3) 消火設備</p>
<p>a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p>	<p>a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p>
<p>(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とはならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p>	<p>(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とはならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p>
<p>iii. <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px;"></div></p>	<p>iii. <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px;"></div></p>
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>

10.5.3.4 主要設備

(3) 消火設備

a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には、自動又は [] [] からの手動起動による消火設備である全域ガス消火設備又は局所ガス消火設備を設置する。全域ガス消火設備、局所ガス消火設備の概要図を第 10.5-6 図に示す。ただし、以下に示す火災区域又は火災区画については上記と異なる消火設備を設置する設計とし、

[] [] には、局所ガス消火設備及び消火器を設置し、火災により特定重大事故等対処施設の機能へ影響を及ぼすおそれが考えにくい火災区域又は火災区画には、消防法又は建築基準法に基づく消火設備を設置する。

(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とはならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

iii. []

[Redacted]
[Redacted] は、換気設

備によって排煙が可能な設計とすることから、消火器を用いて消火を行う。高所に設置されるケーブルトレイ及び低所であっても機能上蓋を設置するケーブルトレイは、火災発生後自動で起動する局所ガス消火設備又はシート型消火設備を設置する設計とする。シート型消火設備の概要図を第 10.5-7 図に示す。

10.18 特定重大事故等対処施設

10.18.1 特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の
設計上の考慮事項

10.18.1.2 設計方針

「10.18.1.2.3 大型航空機の衝突箇所と大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定」の記載のうち、

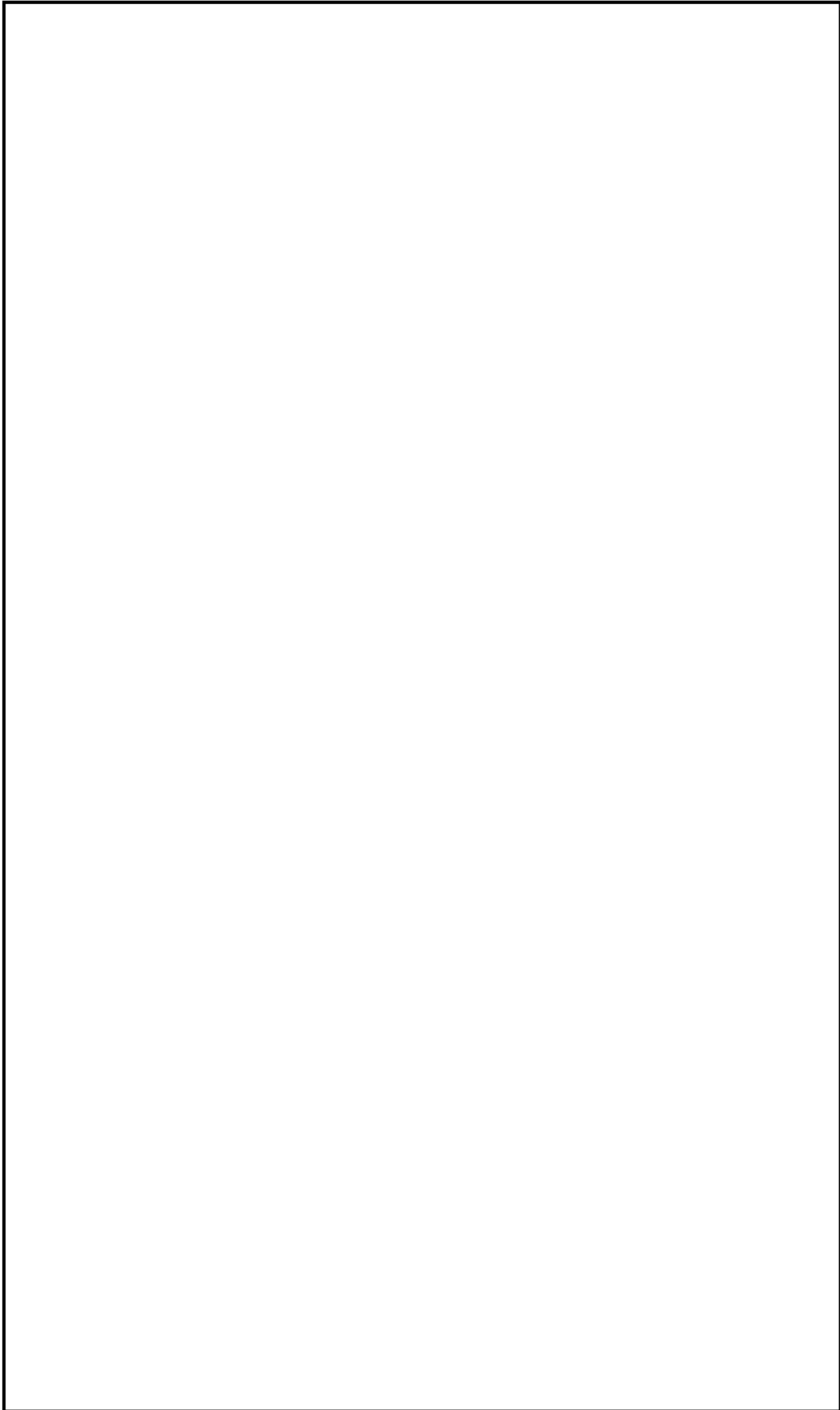
[Redacted]

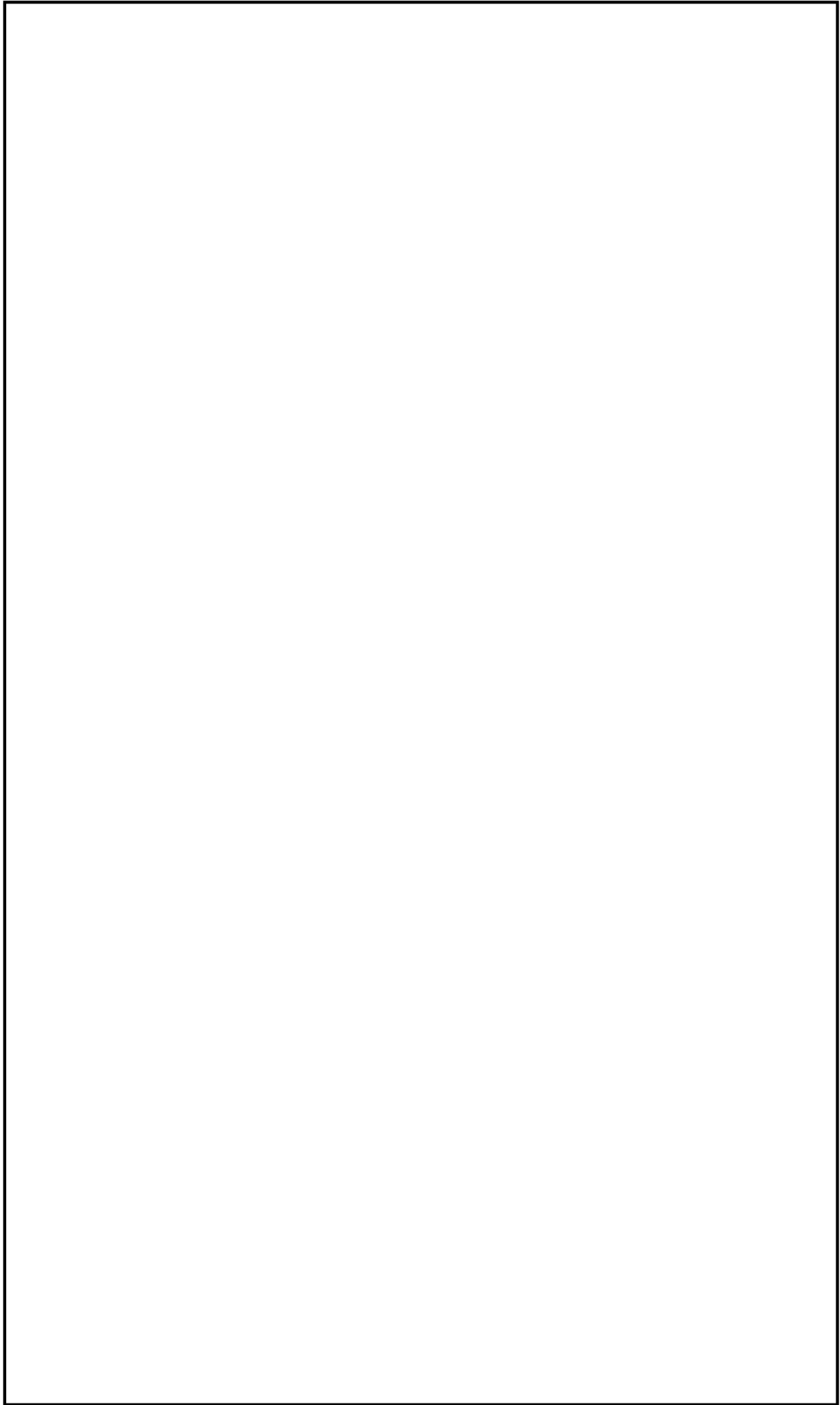
[Redacted] の記載について、以下の

とおり変更する。

10.18.1.2.3 大型航空機の衝突箇所と大型航空機衝突影響評価の対象範囲
の設定

[Redacted]



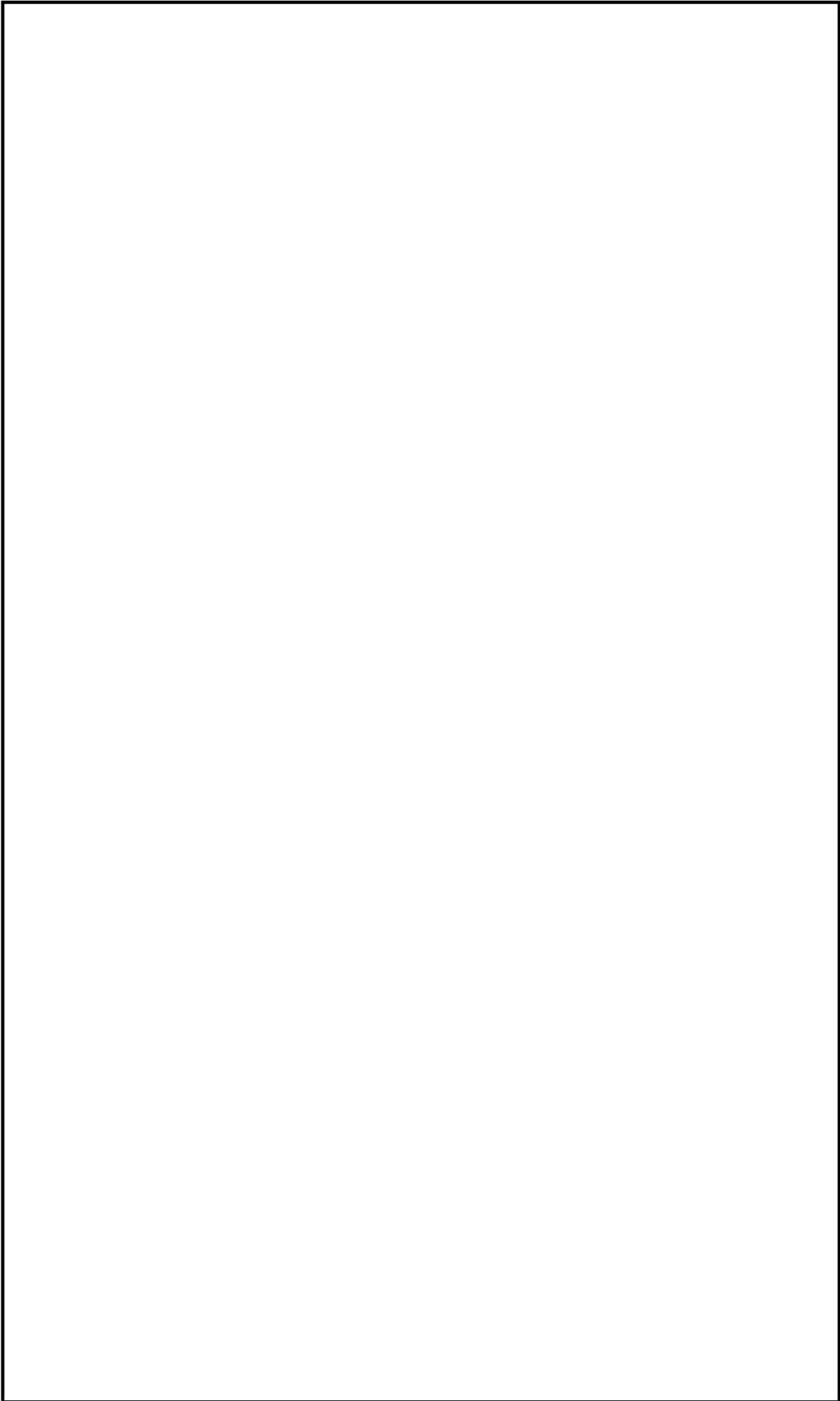


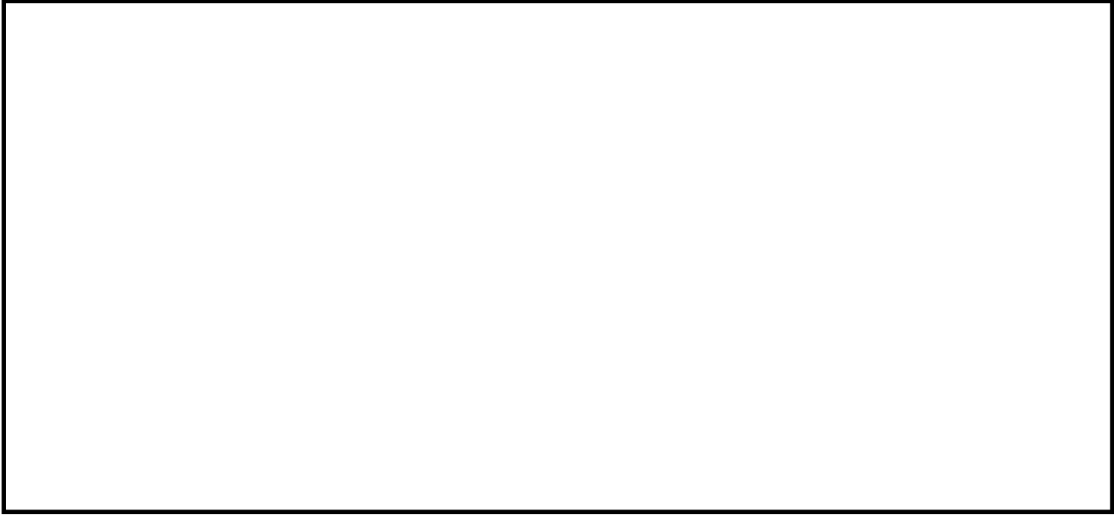


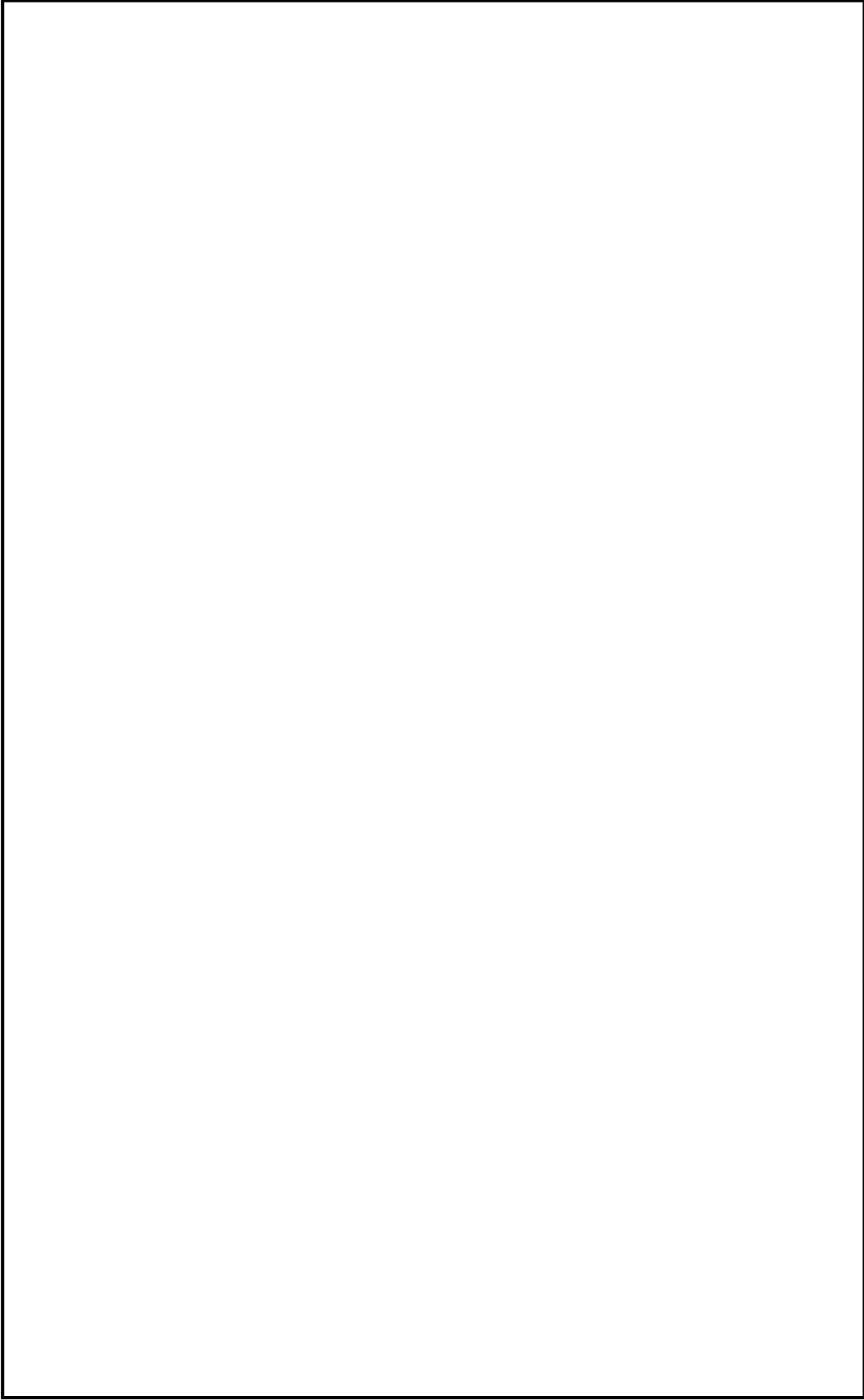
「10.18.1.2.4 評価内容の設定」の記載のうち、

の記載について、以下のとおり変更する。

10.18.1.2.4 評価内容の設定







第10.18.1-1 図 特定重大事故等対処施設の構内配置図

別添 6

添 付 書 類 十 一

変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

1. 概要

(1) 概要

本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

2. 基本方針

本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。

(1) 設計活動に係る品質管理の実績

「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。

(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項につ

いては、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、 「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」等への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

3. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請における設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。

3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

設計及び調達は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第1表に示す。

第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。

3.1.1 設計に係る組織

設計は、第1図に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、第1表に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

3.1.2 調達に係る組織

調達は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達を主管する箇所を実施する。

なお、本申請において上記による箇所で実施した。

3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」のうち、必要

な事項に基づき以下のとおり実施する。

本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。

設計を主管する箇所の長は、第2表に示すアウトプットに対するレビューを実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化

設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。

(1) 申請書作成のための設計

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計

を実施する。

また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(2) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットの設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を組織の要員に指示する。

なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(3) 申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(4) 申請書の承認

設計を主管する箇所の長は、作成した資料を取りまとめ、原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。

原子力発電保安運営委員会での審議、確認が終了した後、原子力発電保安委員会に付議し、審議及び確認を得る。

また、本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制

委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.3 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4 本申請における調達管理の方法

契約及び調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。

3.4.1 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4.3 調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。

なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）

(2) 調達した役務の検証

調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

3.4.4 受注者品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質監査を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.5 本申請における文書及び記録の管理

本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント

文書に基づき作成される品質記録であり，これらを適切に管理する。

なお，本申請において上記による活動を実施した。

3.6 本申請における不適合管理

本申請に基づく設計において発生した不適合については，適切に処置を行う。

4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項については，設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。

4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

その後の工事等の活動は，第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

4.2 その後の設計，工事等の各段階とそのレビュー

4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用

設計及び工事等におけるグレード分けは，発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。

4.2.2 設計及び工事等の各段階とそのレビュー

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は，その後の設計及び工事等の各段階において，レビューを実施するとともに，

記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

4.3 その後の設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

その後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。

4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。

4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計1）

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計 1」の結果を用いて実施する。

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。

(4) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットの設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の者に実施させる。

(5) 設工認申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。

(6) 設工認申請書の承認

設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。

4.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

4.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、設備の具体的な設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための設備の具体的な設計（設計3）を実施し、決定した設備の具体的な設計結果を取りまとめる。

4.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。

4.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事を主管する箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。

4.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- (1) 実設備の仕様の適合性確認
- (2) 品質マネジメントシステムに係る検査

4.5.2 使用前事業者検査の計画

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

4.5.3 検査計画の管理

検査の取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

4.5.4 使用前事業者検査の実施

検査を担当する箇所の長は、検査要領書を作成し、検査体制を確立して使用前事業者検査を実施する。

4.6 設工認における調達管理の方法

契約及び調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質マネジメント文書に基づき以下に示す管理を実施する。

4.6.1 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

4.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

4.6.3 調達製品の調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に及ぼす影響等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメント文書に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照）

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

4.6.4 受注者品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質監査を実施する。

4.7 その後の設計，工事等における文書及び記録の管理

その後の設計，工事等における文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

4.8 その後の不適合管理

その後の設計，工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。

5. 適合性確認対象設備の施設管理

工事を主管する箇所の長は、使用前事業者検査により技術基準規則への適合性が確認された適合性確認対象設備について、使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。

第1表 設計及び調達の実施の体制

プロセス		主管箇所
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	(本社) 原子力設備管理部安全施設建設センター プロジェクト総括グループ 原子力設備管理部安全施設建設センター 機械グループ 原子力設備管理部安全施設建設センター 電気・計装グループ 原子力設備管理部安全施設建設センター 土木グループ 原子力設備管理部原子力耐震技術センター 土木調査グループ 原子力設備管理部土木技術グループ
3.4	本申請における調達管理の方法	(本社) 原子力設備管理部安全施設建設センター プロジェクト総括グループ 原子力設備管理部安全施設建設センター 機械グループ 原子力設備管理部安全施設建設センター 電気・計装グループ 原子力設備管理部安全施設建設センター 土木グループ 原子力設備管理部原子力耐震技術センター 土木調査グループ 原子力設備管理部土木技術グループ

第2表 本申請における設計及び調達の各段階

各段階		設置許可本文十一号の対応項目	概要
設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画
	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化
	3.3.2(1)*	申請書作成のための設計	本申請における申請書作成のための設計
	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック
	3.3.3*	設計における変更	設計対象の追加や変更時の対応
	3.4	本申請における調達管理の方法	本申請に必要な設計に係る調達管理
調達			

*：「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

管理責任者
原子力・立地本部長

設計（解析業務を含む）		工事及び検査		調達		供給者に対する監査		契約	
原子力設備管理部長（総括責任者）		発電所長		発電所長		発電所長		発電所長	
原子力耐震技術センター長		発電用原子力主任技術者		左記「設計」の組織		原子力安全・統括部長		原子力資材調達センター長	
安全施設建設センター所長		左記「設計」の組織		ボイラー・タービン主任技術者		品質・安全評価GM		資材GM（*5）	
原子力耐震技術		電気主任技術者		各GM（*2）		品質保証GM		各GM（*5）	
原子力施設管理部長		発電所長		各GM（*2）		品質・安全評価GM			
原子力安全・統括部長		ボイラー・タービン主任技術者		各GM（*2）		品質・安全評価GM			
原子力運営管理部長		電気主任技術者		各GM（*2）		品質・安全評価GM			
原子炉安全技術GM		土木技術GM		土木調査GM		防炎安全GM			
土木技術GM		土木調査GM		地震GM		運転計画GM			
プロジェクト総括GM（*3）		機械GM（*4）		プロジェクト総括GM（*3）		保守管理GM			
電気・計装GM（*4）		電気・計装GM（*4）		機械GM（*4）		放射線管理GM			
土木GM		土木GM		電気・計装GM（*4）		原子炉安全技術GM			
建築GM		建築GM		土木GM		土木技術GM			

(*1)

- *1: 「GM」は「グループマネージャ」をいう。
- *2: 検査の取りまとめを主管する箇所の長（発電所組織においては、安全総括GMとする。）
- *3: 本申請の提出手続を主管する箇所の長
- *4: 設計申請書の取りまとめを主管する箇所の長
- *5: これ以外の箇所で行う契約においては、各GM

第1図 適合性確認に関する体制表